

## 平成30年小布施町議会3月会議会議録

### 議事日程(第2号)

平成30年3月8日(木) 午前10時開議

開議

議事日程の報告

諸般の報告

日程第1 行政事務一般に関する質問

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(14名)

1番	中村雅代君	2番	福島浩洋君
3番	富岡信男君	4番	小西和実君
5番	川上健一君	6番	山岸裕始君
7番	小林茂君	8番	小林一広君
9番	小淵晃君	10番	渡辺建次君
11番	関谷明生君	12番	大島孝司君
13番	小林正子君	14番	関悦子君

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	市村良三君	副町長	久保田隆生君
教育長	中島聰君	総務課長	田中助一君
総務課長補佐	中條明則君	企画政策課長	西原周二君
健康福祉課長	三輪茂君	健康福祉課長補佐	林かおる君
産業振興課長	竹内節夫君	産業振興課長補佐	富岡広記君

建設水道課長 畔上敏春君 教育次長 池田清人君  
監査委員 畔上洋君

---

**事務局職員出席者**

議会事務局長 山崎博雄 書記 小松文子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（関 悦子君） おはようございます。

議員総数14名中、ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（関 悦子君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

---

◎行政事務一般に関する質問

○議長（関 悦子君） これより直ちに日程に入ります。

日程第1、行政事務一般に関する質問を行います。

お手元へ配付いたしました印刷物のとおり一般質問の通告がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

ただいま報告いたしました印刷物の質問順序に従い、順次質問を許可いたします。

---

◇ 山 岸 裕 始 君

○議長（関 悦子君） 最初に、6番、山岸裕始議員。

〔6番 山岸裕始君登壇〕

○6番（山岸裕始君） おはようございます。

通告に基づきまして、2点質問をさせていただきます。

まず、1点目として、消防団の入団促進に係る経費助成についてです。

消防団が担う業務は、火災の消火のみならず、水害、地震等の災害時の救助・救命活動、防災の啓蒙活動等と多岐にわたります。

消防団の歴史は古く、始まりは江戸時代にさかのぼります。戦国時代の乱世がおさまり、江戸幕府による治世が続きました。都市の繁栄に伴い、「火事とけんかは江戸の華」と言われるほど火事も頻繁に発生しました。江戸時代の火消組織は、武家火消と町火消に大別され、町火消が消防団の元祖と言われています。明治、大正、昭和とそれぞれ少しずつ形を変えてきましたが、地域住民の安心・安全を守るということには、大きな役割を果たしてきました。平成になり、阪神・淡路大震災等では、消防団が地域の人たちと協力して、いち早く倒壊家屋の下から生き埋めになっている人たちを救い出すというケースも多く見られました。

このように大きな災害になればなるほど、地域の人たちが協力してみずからを守ることが大切です。そして、こうした地域防災の中核となる消防団の役割が重要であることが、改めて再認識されることとなりました。

消防団の任期は1期2年で、私の所属する部では、一般的に5期10年を務め、退団していました。しかし、新入団員が見つからず、6期、7期と継続している例も近年見えてきています。

この4月、来月ですね、4名入団していただき、組織の新陳代謝を図り、より大勢の地域の方に救命・救助の知識・技術を身につけていただくために、私どもも先月から消防団の勧誘活動をしています。

全ての地域団体や自治会の役で後継者探しに苦労する中、同じように消防団の勧誘も難航しています。全国的な傾向でも、消防職員と消防団員数を比較すると、消防職員は平成9年、約150万人から、平成27年に約162万人と増加しているのに比べて、消防団員は平成9年、約968万人から、平成27年に約860万人と大きく減少しています。

私も実際勧誘していて感じますが、農業、自営業者が減ったというのもそうですが、若い人は本当に毎晩遅くまで働いているケースが多く、夜8時、9時に勧誘の訪問をしても、仕事でまだ帰っていないということが多く、本当に若い皆さん、遅くまで働かれているのだなと改めて実感しているところです。

消防団の活動を今後も継続していくためには、消防団員の負担を軽減し、住民が気軽に入団できるよう整備していくことが急務です。企業活動と同じです。拘束時間がとられ、責任のある業務であるからこそ、時代に応じた柔軟な組織運営が必要だと自治体・消防団が自覚していくべきだと考えています。

そこで質問です。

消防団の活動をより身近に感じていただくための活動への助成ができる予算措置をとということです。例えば消防団員から、大会のときに子供に消防服を着せて写真が撮れるブースを設置してほしい、また子供連れで参加できる消防フェアのようなイベント等をやりたいという声が聞こえてきています。ふだんから消防団の活動を知っていただくことで、地域の安心・安全を守る消防団の意義を知っていただき、消防団活動に参加していただくためのPRを、消防団が主体になって行うときに、町の助成が出るような仕組みづくりをしていく考えは。

国のほうでは、消防団員1人当たり年額報酬3万6,500円、1回の出動あたり7,000円の手当を支払うとして、自治体に渡す地方交付税の算定をしています。

小布施町消防団条例で、団員の定数は183名とすると定め、小布施町の特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例では、消防団員に年額3万2,400円の報酬を支給することになっています。今回、消防団長の報酬を月額1万8,500円から2万円に上げるという議案も出ているのはありがたいことですが、団員の確保も同じように重要な課題です。交付税の算定基礎額と団員の報酬の差額程度の助成を毎年、消防のPRをしたいという前向きな団員が使えるような制度の設計を求めます。

○議長（関 悦子君） 中條総務課長補佐。

〔総務課長補佐 中條明則君登壇〕

○総務課長補佐（中條明則君） おはようございます。

それでは、私のほうから山岸議員の質問に答弁申し上げます。

消防団の入団促進に係る経費助成ということでございます。

消防団の活動をより身近に感じていただくための活動についてですが、今年度の取り組みとして、消防団サポート店事業をスタートさせました。これは地域が目に見える形で消防団を応援し、消防団員の確保や地域の活性化に資することを目的とした事業で、町内の事業者様に、消防団員を対象としたサービスを、可能な範囲で提供していただくというものです。多くの事業所の方々に参画いただくことで、消防団員を応援していることが形として伝わり、団員の士気向上の一助となり、地域の皆さんの消防団に対するイメージアップにつながるものと考えております。

また、団員にとっては、事業者様のサービスを利用することによって、地域経済へ貢献ができ、消防団と地域がともに活性化されることを願っての事業です。

町報2月号にも掲載させていただきましたが、始まったばかりの事業ですので、議員各位にも事業所の方々へのPRなど御協力いただければ幸いと感じております。

また、今年度末に任期が来ることになることから、各部においては、新入団員の確保に日夜御尽力いただいているところです。新入団員の勧誘に当たり、地域の皆さんへの団の活動のPRと入団のお願いのチラシを作成し、町報12月号と一緒に全戸配布させていただきました。チラシの作成は現役の消防団員にお願いし、現役の消防団員の声を掲載するなど、消防団の活動をわかりやすく、より身近に感じていただく紙面構成としました。

来年度以降、身近に感じていただくための活動としまして、消防団の活動内容を紹介する情報誌の発行を検討してまいります。

団員の皆さんからも、もっと消防団活動をPRすることが重要ではないかのご意見をいただいております。具体的内容は検討中ではありますが、今年度作成した団員募集チラシと同様、現役で活躍している団員の手による紙面作成を検討してまいります。

このような活動に対する予算措置についてですが、現在検討している情報誌においては、町内企業から広告を募集して作成費用に充てるなどの方法も検討しております。現在ともに検討いただいている団員からは、町の予算が入ると、紙面の掲載内容が行政目線で、おかない内容の情報誌になってしまう懸念があるので、町内の企業の方々などから広告を募集し、ある程度行政からは距離を置いた、砕けた表現もできる内容として、若い人たちのイメージアップを図りたいとのご意見もいただいております。

このような場合は、行政としては、写真の提供や、町報と一緒に全戸配布するなどの支援が考えられると思います。情報誌に限らず、提案いただいております消防フェアなどのイベントについても、行政からの予算措置という一方通行的な支援ではなく、まずは団員の皆様と一緒に考え、消防団と行政の役割分担を確認し合いながら、お互いの長所を合わせたPR活動を、ともに展開していくことが重要だと考えております。

なお、地方交付税の算定については、国では標準団体の行政規模を10万人と想定し、常備消防及び非常備消防を併設するものとし、それぞれの人員及び設備を定めることとしております。標準団体における一般財源所要額を11億3,483万4,000円と見込み、1人当たりの費用を、これは単位費用でございますが、1万1,300円と見込んでいます。

当町では、人口に補正係数と単位費用を掛け、必要な一般財源所要額1億9,518万5,000円が基準財政需要額に算入されています。議員ご指摘の消防団員1人当たりの年額3万6,500円は、人口10万人を想定した標準団体を基礎とした単位費用の積算であり、給与費や需用費

など必要な経費を一式算定したものです。単位費用の内容がそのまま当町の実態には当てはまっておりません。平成29年度当初予算の消防費は1億9,893万3,000円で、基準財政需要額に算入された一般財源所要額1億9,518万5,000円を上回っているのが現状です。

先ほど申し上げましたとおり、今後、団長、隊員の皆さんからご意見をお聞きし、話し合いを重ねる中で、消防団員確保に向け、積極的に取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 山岸裕始議員。

○6番（山岸裕始君） 続いて、2問目の質問に入らせていただきます。

2問目は、保育士のさらなる処遇改善をとということです。

平成29年度人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じた保育士等の処遇改善に係る平成29年度補正予算が、去る2月1日に成立いたしました。

本改定は、各施設の職員給与を1.1%以上引き上げるものです。公立だけではなく私立の保育園でも、給与規定に定めます給与表の改定を行い、改定後の給与表、これが適用日、平成29年4月の適用により生じる職員給与の差額については、平成29年度内に各職員に支給していくことになります。

保育士は福祉精神にあふれ、給料より働きがい求めて仕事を決める方が多いのも事実です。しかし、責任のある仕事をしていく上で、保育士の給料が他市町村と均衡がとれていることも必要と考えています。

今回の給与の改定で、小布施町議会で審議している議案では、私立の保育所の給与は1.1%以上上がりますが、小布施町立の保育士の給与は平均0.12%と、上昇率は民間の10分の1程度になっています。

また、民間の保育所では、数年前から処遇改善手当として、勤続年数に応じて平均して7%以上、給与が向上しています。さらには、副主任等の役職者には、月額4万円ほどの加算もしています。それに合わせて行政でも、安曇野市では公立の保育士の賃金も月額3万円上げているような事例もあります。松本市でも、来年度から保育士の賃金をかなり上げていただけるようです。

近年、小布施町でも嘱託職員、非常勤保育士の時給が上がっていると聞いてはおります。しかし、近隣の保育園との格差をよりなくしていくために、さらなる処遇改善の必要もあると考えますが、どのように対応されるのかお答えください。

○議長（関 悦子君） 田中総務課長。

〔総務課長 田中助一君登壇〕

○総務課長（田中助一君） それでは、ただいまの山岸議員のご質問にお答えいたします。

平成29年度人事院勧告に伴います地方公務員の給与改定につきましては、小布施町におきましても、本会議に小布施町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を提出させていただいているところであります。

保育士につきましては、一般事務、土木系技術職の職員と同様の給与表を適用しております。またいわゆるボーナスと言われております期末勤勉手当につきましても、一般事務の職員と同様となっております。近隣の市町村の状況を見ましても同様の給与形態であり、保育士のみ特別に給料・手当が高い状況というのは見受けられませんので、今後も近隣市町村の状況を注視しながら、給与につきましては検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

嘱託・臨時・パート職員の報酬・賃金につきましては、議員ご指摘のとおり、近年、報酬、あるいは時給が上がっております。このところ保育士確保のため、賃上げの競争とも言える状況があり、賃金によりまして勤め先を変えてしまう、そういった状況が発生するという、そういう状況が、近隣市町村でも同じように起きておりまして、同じように問題として捉えておるところであります。この件につきましては、長野市を中心とする長野地域連結中枢都市圏で情報交換、研修事業でも保育士の確保について話題となっております。しかし、このような広域単位での具体的な動きはまだ見えておりません。近隣市町村と情報共有をしながら、賃上げなどによる保育士の引き抜きなどが起きないように、今後も格差改善などに努めてまいりたいというふうに考えております。

なお、議員ご指摘の給与面の待遇も大切ですが、やはり働きやすい環境づくりも大切と考えております。園長初め保育士の意見をお聞きしながら、働きやすい環境づくりにも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（関 悦子君） 以上で山岸裕始議員の質問を終結いたします。

---

◇ 大 島 孝 司 君

○議長（関 悦子君） 続いて、12番、大島孝司議員。



〔12番 大島孝司君登壇〕

○12番（大島孝司君） おはようございます。

通告に基づきまして、生活困窮者自立支援のさらなる充実を願ひまして一般質問させていただきます。

日本の貧困率は、厚生労働省の国民基礎調査によると、国民全世帯の16%に上っています。しかしながら、最後のセーフティーネットと言われている生活保護の受給率は3%となっています。貧困世帯のうち生活保護を受給しているのは20%であります。

生活保護に至る前の段階の自立支援の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給、その他の支援を行うための所要の措置を講ずることを目的として、生活困窮者自立支援法が制定され、平成27年4月から生活困窮者の支援制度が始まりました。この制度により、全国自治体に相談窓口が設置され、以下の7項目の事業を行うこととなりました。

1として、生活に困り事や不安を抱えている場合、地域の相談窓口にご相談し、支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う自立相談支援事業。

2として、離職などにより住居を失った方、または失うおそれのある方に、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給し、生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行う住宅確保給付金の支給事業。

3として、社会とのかかわりに不安がある、ほかの人とコミュニケーションがうまくとれないなど直ちに就労が困難な方に、6カ月から1年の間、プログラムに沿って一般就労に向けた基礎能力を養いながら、就労に向けた支援や就労機会の提供を行う就労準備支援事業。

4として、家計状況の見える化と根本的な課題を把握し、相談者がみずから家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸し付けのあっせん等を行い、早期の生活再生を支援する家計相談支援事業。

5として、直ちに一般就労することが難しい方のために、その方に合った作業機会を提供しながら、個別の就労支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を中長期的に実施する就労訓練事業。

6として、子供の学習支援を初め、日常的な生活習慣、仲間との出会い、活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援等、子供と保護者の双方に必要な支援を行う生活困窮世帯の子供の学習支援事業。

7として、住居を持たない方、または不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供する一時生活支援事業。

以上の7項目の支援事業を行うこととなりました。

国の費用負担としては、1と2については国庫負担4分の3、3、7は国庫補助3分の2、4、5、6は国庫補助2分の1となっています。また、1の自立支援相談事業と2の住居確保給付金の支給事業は、福祉事務所設置自治体が必ず実施しなければならない必須事業として位置づけられていて、3から7については、地域の実情に応じて実施する任意事業とされています。

そこで、小布施町の実情について、以下の11項目について質問いたします。

1、生活困窮者世帯数、2、生活保護受給者世帯数、3、就学補助世帯数、4、町税・国保・上下水道・町営住宅家賃滞納件数、5、滞納と生活困窮の関連性、6、経済的理由による自殺者数、7、生活困窮者自立支援の窓口、8、窓口での相談件数と内容、9、前述1から7の事業について、実施しているか否かを含め、その実施状況、10、前述1から7の事業について、国庫負担・補助の29年度実績と30年度予算、11、役場内、福祉、教育、建設水道、税務それぞれの課の情報共有の実情。

以上の11項目について質問いたします。

今後、生活困窮者自立支援の充実を図る必要があると考えますが、見解を問います。

○議長（関 悦子君） 林健康福祉課長補佐。

〔健康福祉課長補佐 林 かおる君登壇〕

○健康福祉課長補佐（林 かおる君） おはようございます。

それでは、大島議員の生活困窮者自立支援の充実をということでのご質問にお答えしたいと思います。

まず、ご質問の1番目の生活困窮者世帯数、それと3番目の就学援助世帯数については、あわせてご答弁させていただきます。

議員もご承知のとおり、生活保護受給者や生活困窮者の増加を踏まえ、多様で複合的な課題を抱えている生活困窮者への包括的・継続的な支援を行いながら、その自立の促進を図ることを目的に、生活困窮者自立支援法が平成27年4月から施行されています。

同法第2条において、生活困窮者については、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう」と定めており、具体的には失業者、多重債務者、ニート、引きこもり、高校中退者、障がいを持っているなど、さまざまな人が考

えられ、複合的な課題を抱えて、これまで制度のはざまに置かれてきた方々が対象となります。

地域によって生活困窮者自身の状況や、生活困窮者を取り巻く環境、社会資源などの状況などが異なることから、地域の実情に合った形での支援が必要となっています。

生活困窮者世帯数については、先ほど申し上げました方々や生活保護受給者のほか、役場窓口、まいさぼ信州長野、民生児童委員などへの相談者、また住民税などを滞納されている方々が対象となると思われますが、相談者が必ずしも生活困窮者とは限らないため、世帯数につきましては、はっきりとは把握しておりません。

なお、3番でご質問の就学援助世帯数につきましては、教育委員会において保護が必要な児童・生徒ということ把握しており、平成29年度末では、小・中学校における就学援助支給対象者は37人、32世帯、特別支援教育就学奨励支給対象者は12人、11世帯となっております。

続いて、2番目の質問についてですが、生活保護受給者世帯数につきましては、生活保護法による保護の決定は、長野福祉事務所で決定しておりまして、受給者は平成29年3月末で9世帯10人となっております。

次に、4番目の質問についてですが、町税、国保税、上下水道、町営住宅家賃滞納件数につきましては、平成28年度において町税が実人数249人、国保税が実人数113人、下水道使用料が延べ90件、実人数43人、下水道負担金が延べ40件、実人数4人、集落排水使用料が延べ36件、実人数13人、水道料金が延べ161件、実人数71人、町営住宅家賃につきましては、実人数1人、厚生住宅家賃につきましては、実人数2人となっております。

続いて、滞納と生活困窮との関連性につきましてですが、どの程度が生活困窮であると言えるのか、ちょっと曖昧ではありますが、多くの滞納者は、自分の収入に対し、それ以上の支出をすることで税金などの支払いができない状況にあるということが言えます。ただし、収入が低くても、きちんと水道料や保険料を支払い、滞納がない人もいらっしゃいますし、逆に高額収入があるにもかかわらず滞納している人も一部にいらっしゃいます。

はっきりしたことは言えませんが、厚生労働省の調査などでは、生活困窮者のうち滞納がある人は必ずおり、正確な因果関係はわからないとしても、関連がないとは言えないということ認識しております。

次に、経済的理由による自殺者数につきましてですが、NPO法人ライフリンクの清水代表によりますと、自殺は平均すると4つの要因が複合的に連鎖して起きるということで、失

業、事業不振、借金、離婚、身体疾患や介護疲れなど、さまざまな要因が複雑に絡み合い、最終的に自殺という究極の選択をしてしまいます。

大島議員ご質問の経済的理由による自殺者数につきましては把握しておりませんが、小布施町で平成24年から28年の5年間に自殺で亡くなった15人の背景につきましては、失業、事業不振、借金、生活苦などが一つの要因になっているものと思われます。

次に、生活困窮者自立支援の窓口についてですが、相談窓口につきましては、健康福祉課、地域包括支援センター、社会福祉協議会や県の自立支援機関であるまいさぼ信州長野、また民生児童委員、福祉事務所などが挙げられます。

相談へ見えたら関係部署へつなぎ、そのつなぎが途切れることのないよう、各種相談機関等と一緒にチームとして支援しております。

また、生活保護に該当しそうな相談につきましては、従来どおり福祉事務所と連携して支援しております。

次に、窓口での相談件数と内容についてですが、町への相談からまいさぼ信州長野へ相談をつないだ実績については、平成27年度は10人、28年度は11人、29年度は今現在で16人となっております。

また、本年度の健康福祉課、地域包括支援センター、社会福祉協議会窓口での相談件数につきましては、10件ほどとなっております。

相談内容につきましては、求職、就職、収入、生活費、引きこもり、家族関係、人間関係、家賃、ローンの支払い、仕事上の悩みなど多岐にわたっております。

次に、自立支援法に基づく7項目事業の実施状況及びその事業の国庫負担・補助の29年度実績と30年度予算につきましては、生活困窮者自立支援制度の実施主体は、福祉事務所を設置する県や市であり、福祉事務所を設置していない当町においては、7項目について予算措置はしておりません。ただし、県の自立相談支援機関でありますまいさぼ信州長野と緊密に連携して、相談事業などに取り組んでいるところです。

最後に、役場内の課の情報共有の現状についてですが、ご本人の状況に応じた支援を行うため、必要なタイミングで必要な支援を行っていくことが必要であり、福祉担当部署でなく、税務、教育、建設水道など、庁内の他部署とも横断的な連携を図っています。これをさらに進めるため、命を守るネットワーク推進本部を昨年立ち上げました。町長が本部長となり、全庁挙げて取り組みを進めてまいります。

生活困窮者の多くは地域から孤立し、支援が必要な人ほど、みずからSOSを発信するこ

とができない状況にあります。支援がおくれるほど状況は複雑化し、解決が難しくなります。受け身の姿勢ではなく、民生児童委員さんなどと連携しながら、積極的に情報収集に努め、早期の把握、早期発見、また必要な支援について、つなげてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（関 悦子君） 大島孝司議員。

○12番（大島孝司君） 再質問させていただきます。

ただいまの答弁では、24年から28年の5年間で自殺者数が15名ということで、その一つの原因として、失業、事業不振、借金、生活苦などというようなことでありましたが、この現実を重く受けとめる必要があるのではないかと思います。この最悪の事態に至る前に、生活困窮者自立支援の充実、さらに強化をしていくことによって、自殺者数も減っていくのではないかと考えるところではありますが、今のままでは、5年間で15人、年平均3人になるわけですが、この数字は減っていかないのではないかと考えるわけであります。この支援の強化につきましてどのようにお考えか、見解をお伺いいたします。

○議長（関 悦子君） 三輪健康福祉課長。

○健康福祉課長（三輪 茂君） それでは、再質問にお答えしますが、先ほどの答弁でもありましたとおり、やはり相談体制の充実が必要かと思っておりますので、全庁挙げて取り組むということで、町長を本部長に命を守るネットワーク推進本部を立ち上げました。また、これとは別に、命を守るネットワーク推進協議会というのも立ち上げてございます。医療関係機関ですとか教育関係者、産業関係者、地域関係者、また県内の行政関係者等の皆さんも入っていただきまして、さまざまな問題に対しまして、それぞれフォローしながら助け合っていく、相談体制を充実させていくということで進めていきたいと思っております。

議員おっしゃるとおり、自殺者15人というのは大変重い数字だと思っておりますが、自殺者ゼロを目指してこれから取り組みを進めてまいる予定でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（関 悦子君） 以上で大島孝司議員の質問を終結いたします。

---

◇ 小 西 和 実 君

○議長（関 悦子君） 続いて、4番、小西和実議員。

〔4番 小西和実君登壇〕

○4番（小西和実君） それでは、通告に基づきまして、2点、質問させていただきます。

まず、1問目なのですが、国道403号整備の推進をということで質問させていただきます。

国道403号の整備は、小布施町の北から南へ通っており、渋滞や歩行者の安全の問題などを抱えている道です。この道については、前にも何回か質問したことがあるわけですが、事業者の方の関係であったりとか、あるいは住民の皆さんの方であったり、いろいろな利害関係者がいる中で、非常に難しい問題になっていたと思います。

そんな中ですが、平成23年より小布施町国道430号整備デザイン会議を立ち上げて、沿道の住民の皆さん、沿道企業の皆さん、土木専門家、建築家、町職員、建設事務所職員など、地権者を中心に幅広く、多角的な視点を持つ皆さんが集まって議論される機会がありました。現在も、それを受け継いだ会議が毎月開催されておりまして、議論も深まって、しっかりとしたイメージを、その参加者の皆さんと、説明させていただいた皆さん、住民の皆さんとも共有できるようになってきたと思っております。

国においても、電柱の地中化に関して、住民生活の妨げになっている電柱の地中化の予算をとって進めていくという計画があるという報道がされております。

長野県の来年度以降の指針において、小布施町の403号については、趣旨をご理解いただけているという状況になっていると感じております。

国における道の整備に関する機運も非常に高まっている中で、小布施町の住民の皆さんが主体的に取り組んでいるこの会議での成果が見えつつあるということで、地中化ですね、そういったところも国の予算等が出てきておりますので、ぜひ町が、住民の皆さんとの活動がある中で、それを踏まえて、県や国に訴えていくということをしていただけたらと思っております。

町においても、住民の皆さんが進めるこの道づくりの活動の支援を最大限行うよう、国や県の動向を把握しつつ、可能な限り整備を国や県から支援していただけるように求めていただきたいと思いますと思いますが、現在どのように考えていらっしゃるでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（関 悦子君） 畔上建設水道課長。

〔建設水道課長 畔上敏春君登壇〕

○建設水道課長（畔上敏春君） 小西議員の国道403号整備の推進についての質問にお答えをさせていただきます。

議員には、平成23年の小布施町国道403号整備デザイン会議、また平成28年からの小布施町国道403号新しい市庭通りを創生する会の委員として、小布施らしい道づくり、道空間づくりにご尽力いただいていますことに感謝を申し上げます。

国道403号の整備につきましては、平成20年6月に沿道の上町地区の皆さんから町議会に、安全な歩道整備の請願が提出され、採択がされ、その後、小布施らしい道づくりに向け、関係機関や町民皆さんとお話をしながら進めてきました。この全国でも初となる道空間整備の取り組みが、国・県の今までの画一的な考え方、方針から、個々に対応した柔軟な考え方へと変化し、今日に至っています。この間、ご尽力をいただきました関係者の皆さんにお礼を申し上げます。

まず、現在の進捗状況について申し上げます。

先ほど議員よりお話がありましたように、国道403号の整備につきましては、第1期工事区間として、中町交差点から上町交差点までの約350メートルを設定し、モデル区間として、中町南交差点から北斎館入り口付近までの約100メートルを現在実施しております。

事業実施主体は道路管理者の県ですが、小布施町国道403号新しい市庭通りを創生する会の意見、言うなれば沿道の皆さんのご意見なども反映され、事業が進められています。

事業は、国庫補助事業の防災安全交付金、交通安全事業で実施しており、本年度はモデル区間の物件補償調査を実施しております。平成30年度では、本年度の調査結果を踏まえ、用地買収、物件補償を予定しているとのことであり、ようやく目に見える形となってきました。

電線類の地中化は、今回の整備に際しての一つの重要な部分です。本事業では、道路の防災性の向上、安全で快適な歩行者空間の確保と良好な景観の形成、観光振興を目的として、道路管理者、電線管理者と地域住民が協力して実施する、電線類の地中化事業を予定しています。整備を進めるに当たっては、国で定めるガイドラインに沿って、電線管理会社や道路管理者などで構成する無電柱化協議会で、事業を円滑に進めるため整備方針等の意見を十分協議し、町議会の同意を得た後に事業実施のための整備活動として、無電柱化推進計画に位置づけ、道路整備とあわせて工事を行うこととなります。その際の費用負担につきましては、整備手法により異なりますが、できる限り補助事業で実施できるよう、関係機関に働きかけをしてまいります。

この電線類の地中化の関係につきましては、本日の朝刊で、県のほうで緊急輸送路については、電線類の地中化を積極的に進めるということで、本年の4月に官庁公告するという記事が載っております。国道403号につきましても、小布施町は第2次になりますが、緊急輸

送路に位置づけられておりますので、この面では積極的に推進ができるのではないかなというふうに考えております。

沿道の関係者の皆さんへの支援につきましては、小布施町国道403号新しい市庭通りを創生する会の会員の皆さんが現在も進めていただいておりますが、地権者の方々に直接、今回の道空間整備の趣旨等を説明するなど、考え方を共有する中で事業展開をしております。来年度実施予定の用地補償等の説明の場にも、同席をさせていただく予定としています。

また、今回の道空間整備では、民地部分につきましても、例えば町並み修景事業で整備された長野信用金庫や小布施堂店舗前、第2町並み修景事業地のかんてんぱぱショップ小布施店前のように公共的な空間となるよう考えており、平成31年度以降になるかと思いますが、地権者が行う景観整備への支援策、国の補助事業や、現在、内閣府地方創生推進事務局に相談をしています企業版ふるさと納税も含め、平成30年度に検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 小西和実議員。

○4番（小西和実君） 答弁いただいた内容に基づきまして、再質問させていただきます。

本日の朝刊に、そういった緊急輸送路に指定されているところに対しての補助等があるということでご答弁いただきました。

この会は、地権者の皆さんが主体的に取り組まれている素晴らしい取り組みであると思います。私自身もお話しいただいたり、7年前から参加はさせていただいておりますが、私は地権者でもなく、事業者でもなく、小布施全体を考えるときに、403号というのは非常に重要な場所であるということに基づきまして、参加させていただいております。歩道を含めてということになるんですが、小布施らしい道と空間がつけられることが、小布施全体のためになると考えております。そういった歩道に関して、前も質問させていただいたことがあると思うんですが、今のようにお話しいただいたような形で、非常に強くこの事業に関しては積極的に支援をしていただけるという、行政の立場というところがあると思うんですが、ということをもう一度確認したいと思うんですが、そういったことでよろしいでしょうか。

○議長（関 悦子君） 畔上課長。

○建設水道課長（畔上敏春君） 再質問にお答えさせていただきます。

本事業につきましては、住民の総意で、町政懇談会等を経る中で、全町民の意向のもとに



実施をしている事業でございます。議員おっしゃるとおり積極的に町として支援をして、事業化を進めているものでございますので、よろしくをお願いします。

○議長（関 悦子君） 小西和実議員。

○4番（小西和実君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

2項目、災害時業務継続計画の策定状況はということで質問させていただきます。

2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに伴う福島第一原子力発電所事故による被害では、多数の自治体において、津波の影響などにより行政機関の機能が停止する事態となりました。

日本は世界有数の地震災害の多い国であり、いつ大きな地震があるかわかりません。近年は地震だけではなく、異常気象による大雨もあり、大規模な千曲川の氾濫の可能性もあります。小布施町も、地震災害や水災害を免れることができない可能性があります。

2011年の東日本大震災の教訓から、各自治体では災害時業務継続計画を策定するようになっております。業務継続は、災害時の想定外の状況においても、少しでも減災に導くよう、業務が継続するために必要なものであると思われまます。

そういった流れがある中でなんですが、昨年2017年の6月会議において、昨年7月から運用を目指すということで、はっきりと答弁いただいております。その内容について、その当時、説明されておりました。

災害時においては、町の業務は住民の皆さんの暮らしに直接的に影響することから、計画は住民の皆さんにお知らせし、共有化を図るべきと考えます。

つきましては、現在の災害時業務継続計画の策定の状況と、今後、住民の皆さんにどのように周知をしていくのかお尋ねいたします。

○議長（関 悦子君） 田中総務課長。

〔総務課長 田中助一君登壇〕

○総務課長（田中助一君） ただいまの小西議員のご質問にお答えいたします。

まず、業務継続計画の策定状況につきましてですが、平成29年4月に、内閣府が平成25年5月に示しました市町村のための業務継続計画作成ガイドに基づいて、まず策定をしております。平成29年6月に実施いたしました町総合防災訓練でも、職員の安否確認、それから事前の衛星携帯電話試験など実施をしております。その後、修正を加えて、7月には完成をしております。昨年7月からの運用を目指しておりますと昨年6月会議で申し上げたとおりではありますが、小布施町の業務継続計画、国が示したとおり、次の6つの項目から成って

おります。

1番目としまして、町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制。2番目としまして、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定。3番目としまして、電気、水、食料等の確保、これは職員のものについてであります。4番目としまして、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保。5番目としまして、重要なデータのバックアップ、これも行政の重要なデータということでありまして、6番目としまして、非常時の優先業務の整理。

以上の6つの要素から成り立っております。

11月には消防庁と内閣府が主催いたします研修会が開催されまして、町がつくった業務計画を再度確認させていただいたところであります。ただし、この研修会の際には、新たな7つ目の受援体制の確保の項目が示されましたけれども、この項目については、現在対応はしておりません。

業務継続計画につきましては、ホームページ等で公表しているところもありますが、内部の業務、これが主であります。これによりまして、今すぐに公表するということは考えてはおりません。

計画では、災害時に役場庁舎が使えなくなった、そういったことを想定しておりまして、代替庁舎の問題など、ハード面で未対応なところがございます。例えば代替庁舎として、課題を挙げるわけですが、平成30年度までに決定するとしまして、エンゼルランドセンターが有力であるとしておりますけれども、ほかにも北斎ホールや小学校の特別教室等も検討するというようにしております。もし仮にエンゼルランドセンターが代替庁舎という形になるとしましたら、そこにおいて非常電源の必要性ですとか、あるいは事務をするための機器類を何らかの方法で用意できる体制をつくってまいらなければならないということになります。

こういったものにつきましては、施設等総合管理計画の個別計画とともに検討することになります。

また、今回立ち上がりました自主防災会連絡協議会の役割も、大きく業務継続計画に関係してまいります。現状では総合防災訓練でも実施しております、いざというときの職員の自治会への派遣であります。今後、避難所の開設が自主防災会単位で行うことができるようになれば、職員の派遣も大幅に縮小できるというふうに考えられます。庁舎で職員ができる業務が大幅に増えていくことになりまして、業務継続計画の内容が変わってくるというように考えております。

業務継続計画の策定で、今までの全ての職員が災害時に集まるといったようなあり得ない

想定はなくなりました。安否確認をとることで、参集範囲を把握し、業務を進めるという、そういう実践に即した考え方ができるようになり、ある程度の成果はあったものと考えております。また、非常時の優先業務もある程度整理できたと考えておりますが、今後もさらに実践に即したものと検討を加え、見直しをしてまいりたいと考えております。

公表につきましては、このほかの検討材料や準備するものなど、おおむねの検討ができた段階で、住民の皆さんへ発表することが適当であると考えております。少なくとも代替庁舎のハード面の問題など、目安がつかなければならないというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。その際の公表方法につきましては、業務継続に必要な行政のデータのバックアップの方法などを含んでいる、そういう業務継続計画の発表というよりは、住民の皆さんにとって必要な、災害時の代替庁舎はここにありますといった内容が中心になるというふうに考えております。

以上です。

○議長（関 悦子君） 小西和実議員。

○4番（小西和実君） お答えいただいた答弁に基づきまして、再質問させていただきます。

この内容については、先ほど申し上げましたように、昨年とその前年に小林 茂議員が、非常に明快で的確な、すばらしい指摘と問いかけをしていただきました。そのおかげで今回、それに基いて質問をさせていただいているわけなんです。先ほどそのときの、昨年度の答弁の内容について触れたわけですが、そこで住民参加の計画を立ててほしいということについて、そのようにしていきたいというご答弁をいただきまして、昨年の中で39回の総合防災訓練でできなかった部分を、その後の火災訓練、火災が発生したときの訓練を想定した内容に盛り込んでやっていきたいということだったんですが、この2点について、少しお伺いしたい。要は策定していただいたということであれば、火災訓練のほうでは、足りない部分等を追加で、実際に盛り込んでやっていただいて、その実施効果というのはあったのかということ、一応確認させていただきたいということと、公表の形はどうであれということなんです。住民に参加していただいて、そういったところをやっぱり共有していきやすい、防災計画等にも関連して運用していきやすいような形になっているのかなということをお尋ねしたいと思います。加えて、これはもう運用されているということによろしいんですかね。そのあたり、3点お願いいたします。

○議長（関 悦子君） 田中総務課長。

○総務課長（田中助一君） その前に、ちょっと全体的なことを申し上げますが、業務継続計

画においては、そのときの役場の持てる力をもって業務に当たっていくと。どんな災害が起きても、やっていくということでありまして、たとえこの計画がなくても、そういう業務継続をしなければならないということでもあります。

したがって、ここでまとめ上げました業務継続計画には、必ず課題というものが残っております。そういったものをある程度対応しないといけないなということは常々思っているところであります。

それで、小西議員の3点の質問ですが、住民参加はあるのかというようなご質問が一つありました。実はこの住民参加という部分につきましては、これが業務のいわゆる内部計画であるということから、住民参加という部分については、なかなか難しい面がありまして、例えば、全然かかわりがないということではないんですが、先ほど申し上げましたように、避難所開設ですとか、そういった部分においてはかかわりがあるんですが、そもそも主体的に町がやる計画となっておりますので、住民参加によってというふうにお答えをしましたがけれども、現在では、なかなかそういう形になっていないということでもあります。申しわけございません。

それから、火災訓練の際にということでも申し上げておいたということでもあります。実はすみません、火災訓練、やろうとしていたんですが、ちょっと実際はできませんで、早急に、新年度になってしまうかもしれませんが、やってまいりたいと。そのときに加えて、そういったものもやっていきたいというふうを考えています。

それで、最終的に運用しているのかということでもあります。これは一応この計画を策定する段階で、先ほど申し上げました、重要なデータのバックアップはこういうふうにしませうねということをしていろいろ考えていただいて、計画を練り上げております。そういった意味では、既にこのデータについてはこういうふうにしませうという段階でやっておりますので、全てができていたとは、私、考えませんが、その段階で、いざというときはこういうふうにしませうというのは、既に頭にもう入っており、実際にやっているものというふうを考えております。

また、非常時の優先業務につきましても、やはり同じようなことで、ここの業務だけはやらんじゃいけないねということは、それぞれ課長の中には含まれておりますので、実施している、運用しているというふうにお答えしていいと考えております。

○議長（関 悦子君） 以上で小西和実議員の質問を終結いたします。

---

◇ 富岡信男君

○議長（関悦子君） 続いて、3番、富岡信男議員。

〔3番 富岡信男君登壇〕

○3番（富岡信男君） 通告に基づきまして質問いたします。

駅前周辺整備の推進をということでございます。

都住駅周辺の整備につきましては、平成26年12月会議で、都住駅トイレの改修と駐車スペースの設置など、町の玄関口としての整備、町営グラウンドへ向かう東側道路の拡幅整備について一般質問をし、次のような答弁がございました。

「都住駅トイレ改修については、長野電鉄長野線沿線活性化協議会でも問題提起しているが、改善に向けた動きがない状況です。今後さらに長野電鉄にトイレ改修の要望を行っていくとともに、町でも平成23年に策定した公共施設公衆トイレ改修計画に沿って、順次整備を進めているところであり、維持管理面等、検討しなければならない課題はありますが、都住駅トイレについても、改修計画に位置づけていくことも検討していきます。都住駅から町営グラウンドへ向かう道路の整備につきましては、地域の皆さんの声をお聞きし、できるだけ早期に検討し、進めていきたい」とのことでした。

駅は通勤・通学で利用する人を初め、観光で訪れる皆さんにとって玄関口であって、その町を印象づける非常に重要な場所でもあります。

都住駅を見ますと、前にも申し上げましたとおり、町の玄関口でありながら人がくつろぐ場所も施設もない。トイレも今どき珍しい施設でくみ取り式、水飲み場、送迎用の駐車施設もないなど、町の玄関口としての体裁をなしていません。

前にも申し上げたとおり、小布施町は面積も狭く、歩いて楽しめる町ということで、都住駅からおりて雁田へ向かう道筋には、多くの古墳や神社仏閣などがあり、雁田山周辺には、数多くの古墳もあり、小布施町の歴史・文化を知る上で非常に重要な地域でもあります。

観光施設等をめぐり、町周辺部に入り、帰りは小布施駅から帰るコースの設定も可能との提案もし、町長からは、積極的に進めたいというような答弁もございました。ガイドマップなどを作成し、町民の皆さんにもPRし、利用していただくことも大切かと思えます。

都住駅の現状を見ますと、観光案内施設もくつろぐ場所もありません。町での早急な整備が必要と考えますが、取り組み状況についてお聞かせください。

また、都住駅から町営グラウンドに向かう道路についても、幅員が狭く、路肩もない道路で、車がすれ違うにも苦労していて、通勤・通学者、幼稚園の送り迎えにも危険な状況です。地域の皆さんの声をお聞きし、整備を進めるとのことでしたが、進捗状況についてお聞かせください。

○議長（関 悦子君） 畔上建設水道課長。

〔建設水道課長 畔上敏春君登壇〕

○建設水道課長（畔上敏春君） 富岡議員の都住駅周辺の整備についての質問にお答えを申し上げます。

質問の中にありましたように、平成26年11月会議での都住駅周辺の整備についての答弁以降、現在までの検討状況はとのご質問です。

最初に、現在の都住駅の利用状況について申し上げます。

都住駅の現在の状況を長野電鉄に確認をしましたところ、昨年実施の調査では、調査は1日間ではありますが、利用者数は185人となっており、そのうち通勤・通学のため定期券を利用された人は140人ほどとなっており、平成26年当時と比べますと、いずれも減少している状況にありますが、定期券利用者以外の利用は、若干ではありますが、増加をしている状況となっています。

駅は町の玄関口とも言われ、おり立ったとき、その町のイメージが決まるとも思っており、前回の答弁でも申し上げましたとおり、駅周辺整備などの必要性を感じているところです。

ご質問の平成26年以降の取り組みについて申し上げます。

まず、道路の拡幅についてですが、関係される数名の方とお話をさせていただき、ご意見をいただきました。議員ご指摘のように、車のすれ違いができなく不便で、拡幅してほしいという意見があった反面、道を広げることにより大型車両の通行や交通量がふえるので心配だとかのご意見もいただいています。また、現地調査の前段の作業として、地籍関係の資料調査を実施しております。

都住駅トイレにつきましては、ご存知のようにくみ取り式のトイレであり、長野電鉄の所有です。前回の答弁の中でも申し上げましたが、地域連携長野電鉄長野線沿線活性化協議会でも話を出していますが、なかなか改善に向けた動きがない状況であることから、一昨年、管理をしています長野電鉄に申し入れをしておりますが、現在のところ改修の考えはないとの回答でした。

ご質問の中にありました公共施設公衆トイレ改修計画への位置づけにつきましては、まず

は所有者による整備を検討していたことから、位置づけは行っておりません。

長野電鉄所有のトイレではありますが、地域住民、また小布施に来られた方々がご利用するトイレですので、今後も引き続き長野電鉄に強く申し入れをしております。

なお、現在、都住地区の活性化に向けての取り組みを進めております。具体的には、東京大学先端科学技術研究センターと小布施町が共同で立ち上げた、東大先端研・小布施町コミュニティ・ラボで全町の空き家調査を実施し、コミュニティの維持、活性化方法の研究開発、施策化に向けた活動をしており、今後、実践的に取り組む地域を、六川・中子塚・矢島・清水の4自治会を中心とした地域としており、町でも関係する各課が連携を図り、地域に出向き、地域の抱える課題等をお伺いし、皆さんと一緒に考え、取り組んでいくこととしています。

地域の維持・活性化に大変重要な施設と考えています、駅を中心とした、にぎわいや人や物の交流が生み出されるような仕組みも考えており、ご質問の施設整備などにつきましても、その中で再度ご意見などをいただきながら、取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（関悦子君） 富岡信男議員。

○3番（富岡信男君） 今、公衆トイレの改修計画への位置づけについては、長野電鉄へ要望してきており、長野電鉄の施設であるので考えていないということですが、前回の平成26年の一般質問の中では、当時の地域創生部門の総括参事の答弁として、「平成23年度に町内に設置されている公共トイレの改修を図るために、公共施設公衆トイレ改修計画を策定し、順次整備をしてきているところです。維持管理等、検討しなければいけない課題もございますが、都住駅トイレについても、この計画に位置づけしていくというようなことも検討しております。水飲み場等の設置につきましても、そういったトイレとあわせての実施と考えております」というような答弁がございました。

また、駅前整備につきましても、町としての取り組みについて、「今後、総合計画、土地利用計画に位置づけていかなければいけないので、その中で検討したい」というような答弁がございました。

今の答弁の中では、長野電鉄に話したが、だめですよ、今後検討しますということですが、前回、3年前には、そういう答弁がなされているわけですので、その関係も含めた答弁をお願いしたいと思います。

それから、先ほども申し上げましたとおり、都住駅からの観光コースの設定、これ非常に

大きな課題ではないかと思うんですが、先ほど申し上げたとおり、町長から前回、積極的に取り組むとの答弁がございました。これらについての取り組み状況についてもお聞かせください。

あと、道路整備につきましては、現地調査の前段の地籍関係の資料調査を実施しているということですが、これにつきましても、前回の町長の答弁の中で「できるだけ早期に検討していただいて前へ進めたい」というような話がございました。今の答弁の中では、大型車両対応というようなことで、住民の皆さんからの意見があるということですが、これは、大型車両対応については、道路整備にあわせて取り組むべきであって、障害となる問題ではないのではないかとというふうに考えております。それぞれ早急な対応が必要ということで質問をしておりますが、なかなか3年たっても動いていないというような現状ではないかと思えます。今後、どんな取り組みをして、いつまでにどうしていくかというような答弁をいただきたいと思えます。

また、先ほどの答弁の中で、東大先端研という答弁がありました。こういう道路整備や地域活性化というものの中では、そういう皆さんに話をすることも大事かと思えますが、まずは小布施町の考え方、この道路に対する考え方、それから駅舎に対する考え方、そういうものを持って、初めてそういう東大先端研なり、そういう皆さんの知恵をかりることが大事かと思えますが、まず町の考え方をはっきりと出していただいて事業を進めるべきかと思えますが、そんな点について、再度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（関 悦子君） 畔上建設水道課長。

○建設水道課長（畔上敏春君） 再質問にお答えをさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、3年間、事業進展がないという部分につきましては、反省をしなければいけないというふうに考えております。ただ、ご質問の中にありました施設整備を優先してというお話でありますが、施設だけではなく、周りの環境、そこに住んでいる皆さんの活性化につながる施策、そういうものも必要というふうに考えております。そういう中で幅広く地域の皆さんのご意見をお伺いする中で、今後、事業を進めていきたいというふうに考えております。期限、いつまでということは、ちょっと明言はできないわけですが、地域の皆様が望む事業等でもございますので、早急に対応できるような形で進めていければなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（関 悦子君） 富岡信男議員。

○3番（富岡信男君） 今、期限等については答弁できないということですが、それ



ぞれ期限については、私は違うと思います。例えば公衆トイレについてはこんなふうなことでやっていきたい。それから都住駅からの観光コースの設定については、これはもうそんなに時間かけてやる問題ではないのではないかと思います。それから3点目の道路整備についても、危険な状態がもう何年も続いているわけですから、これらについては、いついつまでにやると。十把一絡げにやるのではなくて、それぞれ駅前周辺の整備、駅舎の周辺の整備、それから駅舎からの観光コースの設定、それから道路整備、それぞれについてどんな考え方が、期限設定等をどう考えているかお答えいただきたいと思います。

○議長（関 悦子君） 久保田副町長。

○副町長（久保田隆生君） 期限の明言をということであります。

それで、観光コースにつきましては、これは都住駅中心の観光資源がございます。恐らく岩松院までのコース、あるいは浄光寺等々ございますので、そこまでのいろいろなコースの設定は、30年度中には設定できるものと思っております。

ただ、トイレと道路整備でございますが、これはかなり長野電鉄との関係もございますし、財源をいかに確保するかという問題もございます。特に道路については、どういう道にしていくのか、幅をどのぐらいにするのかとか、また距離もかなり長くありますし、今の栗菓子屋さんまでの道も含めて整備するかという問題もございますので、なかなか期限の設定の明言、ここで申し上げるのは、財源的な裏づけがなければ申し上げられませんが、ここはちょっと難しいかなと。

ただ、ご指摘のとおり、かなり道が、しっかりとした路肩もなく、狭くて危険な状況もありますし、トイレも、今まで指摘を受けたような、非常に今の時代にそぐわないトイレでございますので、できるだけ早く、そういった改修、道路の整備も進めていければと考えております。

ただ、いつまでにというはっきりした数字をここで申し上げるのは非常に難しいので、早急に財源確保をしていく中で、整備に取り組んでいきたいというふうにお答えせざるを得ないかと考えております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 富岡信男議員。

○3番（富岡信男君） 今、財源の問題等、期限については、なかなか言えないということでございます。

道路につきましては、先ほど申し上げましたとおり、もう5年間もこの質問をしているわ

けでございます。当然その中では、財源についての検討もしてあることと思って質問をしているところでございますが、なかなかそれもできていないというような状況でございます。

いずれにせよ、非常に危険な状態でございますので、早急にやっていただくということで再度答弁を求めたいと思います。

○議長（関 悦子君） 久保田副町長。

○副町長（久保田隆生君） 今、議員さんからご指摘がありましたとおり、道路整備について、ことしもいろいろな予算編成をしているわけでございますが、今、基本的には道路については、地元要望を中心にやっております。こうした中で財源確保もかなり厳しい中でございますが、ご指摘のあった道路については、改修の必要性を感じておりますので、早急に何とか計画を立てて、極力早く整備をするように取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 以上で富岡信男議員の質問を終結いたします。

---

#### ◇ 小 林 一 広 君

○議長（関 悦子君） 続いて、8番、小林一広議員。

〔8番 小林一広君登壇〕

○8番（小林一広君） 通告に基づきまして質問させていただきます。

最近、行政主導の再生可能エネルギーの利活用に関し、動きが見えない現状に危惧を覚え、質問させていただきます。

長野県では、水力発電は自前管理に徹し、また県企業局では、水素エネルギーの活用のモデル事業に乗り出し、2019年3月の運用開始を見込んでおります。

また、流域下水道事業に関しては、処理工程で発生するメタンガスの活用により、4施設で使うエネルギーを、50年後には100%自前で賄う計画もしております。

当町での水素エネルギーの事業というのは、非常にハードルも高く、費用もかかる事業ですので、多少無理かと思っております。また、流域下水道事業に関しても、県の施設ですので、当町には直接は関係ないと言え、ないこととなります。

しかし、小布施町でできる将来のまちづくりに関しては、エネルギー政策において大きなビジョンを持って計画・実行していくべきではないかというふうに感じております。

国においても、自然再生エネルギーの政策活動において、ちょっと国内での動きが劣っているというふうに感じておる中で、外務省の関係では、有識者会議において、石炭・火力発電の輸出をやめる、また太陽光や風力、水力などの再生可能エネルギーの技術提供や投資を促進するよう提言をまとめております。外務省においても、海外に向けて省エネの推進姿勢をアピールし、国際交渉において発言力を確保したいという動きも見えてきております。これは国の動きで、町政とは直接関係ないわけではございますが、町長が以前おっしゃっておられたように、小布施町から世界に情報を発信していくという姿勢を見れば、当町も再生エネルギーの利活用においては、積極的な行動が必要ではないかというふうに感じております。

また、昨今、自動車等は電気自動車、燃料電池自動車が主流になっていく傾向にございます。また、家電、コンピューター、生活のあらゆるところに人口知能が入り込む時代になってきております。便利になればなるほど、それなりにまた非常時の対策も、当然必要かと思われれます。また、必然的に非常時の重要度も高まってきます。今や電気のある生活は当たり前になり過ぎて、電気のない生活すら考えていないのが、現状の社会ではないかというふうに思っております。電気のない社会、未来は考えられないのであり、また環境、経済においても、未来に向けても非常に必要な対策であり、また行動であるのではないかというふうに感じております。

そこで、今回の質問になるわけですけれども、当町における自然再生エネルギーの現状はどのような状況なのか。

また、小布施町のようにコンパクトな町でございます。近未来において、スマートシティ的な長期的な計画も考えていくべきではないかというふうに感じておりますので、ご答弁をお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 市村町長。

〔町長 市村良三君登壇〕

○町長（市村良三君） 皆さん、こんにちは。

傍聴の皆さんは、早朝からありがとうございます。

ただいまの小林議員のご質問に対し、ご答弁申し上げます。

小布施町の自然エネルギー利活用における現状についてでありますけれども、現在までの経過というか、取り組みについて申し上げますと、これは小林議員には、この課題について、当初からご参加をいただき、積極的にさまざまな方面で動いていただいて、よくご承知と思っておりますし、感謝を申し上げます。

まず、平成25年からさまざまな試みを行ってまいりました。平成25年には小布施エネルギー会議2013と銘打ちまして、大学の先生や専門家をお招きして、自然エネルギーによるまちづくりの連続講演、これを8回していただきました。このことがもとになっているというふうに思います。

そして、平成26年の小布施エネルギー会議2014では、長野県の補助事業である里地里山等地域の自然シンボルと共生した先導的な低炭素地域の事業化計画の策定、これが事業採択され、その調査委託業務において、おぶせフラワーセンターのバイオマス調査、小水力発電調査、小布施町自然エネルギー推進計画、これは案でありますけれども、策定などを行いました。

平成27年度には、過去のエネルギー会議の活動を踏まえ、町の施設に導入する事業を検討しつつ、町民の皆さんが自由に参加し、再生可能エネルギーを考える場をつくることを目的とした、小布施エコ・エネルギー協議会を設立しております。その年度は県の補助金を活用し、地域主導型自然エネルギー創出支援事業として、バイオマスの勉強会、剪定枝の回収アンケート、フラワーセンターのバイオマスボイラー導入詳細設計、エネルギー会議での報告などを行っております。

その後、このバイオマスボイラー導入の機運が高まる中、フラワーセンターに設置する計画を進めてまいりました。ご案内のとおりであります。ところが、当初、設計額を大幅に上回る初期投資が必要となることがわかり、剪定枝の回収、ボイラー運転に係る管理のめどもなかなか立ちにくいということから、導入については、一旦中止となりました。現在、導入に至る経費や管理体制の課題を解決する方法を模索しながら、バイオマスボイラーの導入について検討を続けてきておるところであります。

小水力発電事業であります。冒頭ご説明しました25年のエネルギー会議が発端でありますけれども、26年度の調査により、松川から町内に引き込みをしている水路の上流地点で、10から50キロワット程度の水力発電事業が実施可能であるということが、調査結果としてわかりました。

小布施エネルギー会議以降、ご参加いただいた皆さんの継続した活動が実ったというか、このたび小水力発電事業の実現に結びつき、現在、25年のエネルギー会議で座長を務めていただいた株式会社自然電力の磯野社長の決断も大きく、小布施町と協力協定を結んでいただき、松川からの水路を利用した小水力発電所の建設を行っているところであります。これらは戸数にすると350戸から360戸程度、つまり小布施町全戸に比しますと1割程度の供給がで

きるということではありますが、この事実によって、非常にこれからの可能性を感じているところでもあります。

そういうことから、2点目のスマートシティ計画を打ち出すべきではないかということではありますが、スマートシティとは、ご案内のとおり、情報通信技術をエネルギーや生活インフラの管理に用いることで、生活の質の向上や都市の運用及びサービスの向上、そして都市の競争力をつけ、現在と次の世代が経済・社会・環境の観点で需要を満たすことができるような都市というふうな定義をされています。ここで言うスマートシティの実現は、人口が集中する首都圏とか大都市を想定しており、このままで小布施町で実現するのは、技術的にも財力から言っても、少し難しい構想ではないかというふうには考えております。

ですけれども、議員も今、再三ご指摘をいただきましたように、小布施町も再生可能エネルギーを利用した環境に優しい町を目指すということについては、とても大切なことだというふうに考えております。

ただ、小布施町の再生可能エネルギーの資源は、そう多くはないというふうに思われます。今回の小水力発電所の開設は、その意味で画期的な出来事で、こういうことは、ぜひ小布施町内だけではなくて、近隣市町村、つまり広域で考えていくべきだなというふうに今考えて、近隣の市町村に働きかけをしているところでございます。

やはり主導になっていただくのは、民間の事業者さん、先ほどの自然電力さんのような、非常に優良で、なおかつ志の高い企業の皆さんに中心になっていただくのがいいんだろうというふうに思いますが、そこに市町村、広域での市町村と協力をしてまいれば、相当大きな再生可能エネルギーをつくっていただけるのではないかと大変期待をし、また推し進めていきたいというふうに思っているところであります。ありがたいことに現在、小布施町で再生可能エネルギーを発電・売電する新会社を設立したいと。先ほど来のお話の自然電力さんが小布施に会社をつくっていただけるということではありますが、これに対して、小布施町としても協力をさせていただき、ご一緒に再生可能エネルギーによるまちづくりを目指していきたいと考えております。

それから、加えて先月行われました若者会議の環境プロジェクトの皆さんからも、小布施町の景観に合った太陽光発電や、バイオペレットによる熱エネルギーを利用した、環境に優しい生活スタイルについての提案がされました。この10日にさらに詳しい報告会、その実現可能性を含めた報告書がありますので、議員各位にもぜひご参加をいただきたいと思っております。

民間事業者さんや近隣市町村と協力し、お若い皆さん方の発想と行動力を支援することで、

小布施町的な、あるいは小布施町らしいスマートシティを目指していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（関 悦子君） 小林一広議員。

○8番（小林一広君） 民間で自然再生エネルギーに取り組む姿勢は、非常に私も歓迎します。どんどんやっていただきたい。また、遅いぐらいだったかなというぐらいに思っております。だけれども、やはり行政主導で行うべきものは行政で主導していくということの姿勢というのは、非常に大切かというふうに感じております。

今、電気のあり方が非常に感覚的に変わってきているというふうに私は感じています。というのは、今まで電気というのは買うというものだったのですけれども、今はつくる、なおかつまた売るといような発想になっております。だけれども、民間でやる場合には、結局発電をして電気を送っていかないと、その会社自体は成り立っていきません。当然そこでの事業が成り立つと思います。しかし、やはり行政がリードするというのは、税金を使うということなので、あくまでも将来への投資だというふうに感じております。では、その投資というのはどういうふうに生きるのかということは、基本的に、これちょっと考え方、飛躍してしまうんですけれども、税金を使う以上、仮に小布施町が100%自然再生エネルギーで発電できたとなれば、それは当然、住民に還元するべきものであり、これは定住促進という形の、これからどんどん人口が減っていく中で、小布施町の魅力として、生活に必要な電気代は、小布施町は基本的にはかからないよという、少し考えられないような発想も、これからは必要ではないかというふうに感じております。そのためには、やはり税金の投入もやぶさかではないのではないかと。それは将来、住民に返っていくものであると思いますので、そういったための先行投資も、ぜひやっていただきたいと思います。

今の小布施らしいスマートシティ構想を目指すと。当然、小布施らしいということは非常に素晴らしいことだと思います。やはり小布施町でなければできないということは、どんどんやっていただきたいと思います。

そういった、ちょっと卓越した話になってしまいましたけれども、行政として、もう少し積極的に取り組めるところは取り組んでいただきたいと思いますので、その辺でご答弁をお願いします。

○議長（関 悦子君） 町長。

○町長（市村良三君） 再質問にお答えを申し上げます。

今、小林議員から、かなり唐突なというか、思いもかけないような質問だがというようなお話がありましたけれども、先ほどの質問の中に、今、日本の国はややおくれているではないかというような箇所もあったかと思えますけれども、実際に、議員もご承知だと思いますけれども、例えばRE100というような国際的なイニシアチブ、つまり率先して行う事業というのは行われております。これはどういうことかといいますと、釈迦に説法ですけれども、リニューアブルエネルギー100%というやつですね。これは国とか地域で行っているものではなくて、企業ですよ。企業が自前で使う電力について、100%全て自前で自然電力、再生可能エネルギーでやるということですね。実際に私たちが名前をよく知っている、例えばネスルだとか、スポーツのナイキだとか、それからBMWなんかもそうです。日本はリコーだけでしたかね、全世界で多分130ぐらいの企業がこれに参加をされていて、これはかなり主流になっていくだろうということが考えられます。

そうすると、私は再生可能エネルギーについては、やっぱり小布施町の再生エネルギー資源だけでは無理だというふうには思っております。ですから広域で、再生可能エネルギーの資源の多いところも近隣にたくさんありますので、広域でもってやっていく。これはもうさまざまな広域に訴えていきたいというふうに思っておりますけれども、例えばこの北信エリアで電力の何%を、例えばRE100といかないまでも、RE30だったらいけるのではないかと、あるいはRE50ぐらいまでは目指せるのではないかとというようなことを、地域としてつくって発信をしていく。そのためには、やっぱり行政だけの財力やノウハウでは、私は無理だというふうに判断しています。ですから、行政主導で投入をなささいということでもありますけれども、今回の小水力発電所の建設、あのぐらいの規模でも、小布施町の財政力から言うと、なかなか難しい。やはりここは優良で志の高い企業と一緒にしていくということが、非常に重要だというふうに考えております。ただ、それも小布施町だけではなくて、このエリア、北信と呼ばれているようなエリア全体でどうだというようなことの提言や願いは、今後も強くしていくというつもりでおります。ご理解いただきたいと思えます。

○議長（関悦子君） 小林一広議員。

○8番（小林一広君） はなからやっぱり無理だというふうに言われてしまうと、そうなのかなというふうに感じてしまうところもあるんですけども、やはり我々は未来に向かって生きているので、可能性に向かっての挑戦は、ぜひしていただきたいなというふうに感じております。

今、県のほうでは水力発電等があつて、実際、今、データの的には80%ぐらい自給している

ということですね。そういった面で、今度新しくできる民間企業を支えていくというのも、当然大事な事業であります。そういった中で改めて、余り無理だという考え方を持たないように進めていただければありがたいかと思うので、その辺でもう一度ご答弁をお願いします。

○議長（関 悦子君） 町長。

○町長（市村良三君） 無理だと申し上げているのは資金的な話であって、決して夢を捨てるという意味では、もちろんありません。当然のことながら、町全体として一つのイニシアチブをとっていくということで、企業にしろ、あるいはさまざまな知恵にしろ、全体で積み重ねていくというイニシアチブは、当然、町自体が持っていくべきものだというふうに思っております。

ですから、先ほどスマートシティというようなお話もありましたけれども、5年前に小林議員にも出席をしていただいて、大変中身の濃い議論をしていただきましたけれども、その報告書はまだ生きておりますね。これ自体が、もう非常に議員のおっしゃるスマートシティの構想そのものだなというふうにも考えております。無理だと申し上げているのは、その意味であって、行政が責任を持って、あるいは町民の皆さんとともにそういうことを目指していくという姿勢については、いささかも無理だというふうには思っておりませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（関 悦子君） 以上で小林一広議員の質問を終結いたします。

---

#### ◇ 小 林 正 子 君

○議長（関 悦子君） 続いて、13番、小林正子議員。

〔13番 小林正子君登壇〕

○13番（小林正子君） 通告に基づいて3点質問します。

まず1点目、障がい児支援の提供体制の整備について質問します。

日韓ライバル友情と尊敬を示した小平奈緒を初め、たくさんの感動を世界にくれた平昌冬季オリンピックに続いて、間もなくパラリンピックが開会します。パラリンピックが障がい者の尊厳に対する理解を広げる機会となってくれることを切に望むものであります。

2016年5月25日に障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律、児童福祉法の一部を改正する法律が成立し、6月3日に公布されました。そして、この4月1日から施



行されます。この法律において、障がい児の支援の提供体制を計画的に確保するために、障がい児福祉計画の策定が、地方自治体——県・市町村に義務づけられました。障がい児の家族の皆さんなど関係者の皆さんは、小布施町でも、この法律に沿って障がい児福祉を実施してほしいと期待されています。小布施町としての対応について、具体的に質問します。

まず、障がい児福祉計画の策定が義務づけられましたが、小布施町は策定についてどう対応してきたか答弁ください。計画の策定に際しては、障がい児の家族の会も参加すべきと考えますが、あわせて答弁ください。

2つ目として、計画の策定に当たって、平成32年度末、2021年3月末までに児童発達支援センターを、少なくとも町に1つ設置することも盛り込まれています。関係者の方たち、ぜひ小布施町内に支援センターを設置してほしいと願っていらっしゃいます。町内の子供は、中学までは保育園や学校、放課後児童クラブ、地域では育成会の活動など、障がい児も一緒に町としてかかわっていますが、高校生になると町から離れてしまいます。

児童発達支援センターは、18歳までが対象です。身近な地域の障がい児支援の拠点として、障がい児や家族への支援を行うものです。障がいのある子供が学校や地域で必要な支援を受けて生きられるように、町内に支援する場として設置を望みますが、答弁ください。

もう一つ、障がい児相談支援事業も盛り込まれています。子育てに育てにくさを感じ、障がいがあるのではと感じながらも、障がいがあるかどうか診断を受けていない、診断を受けることへの迷いや不安など、保護者が子供の障がいについて、疑念や不安、おそれなど葛藤を抱くことがあるのではないのでしょうか。そうした時期に気軽に相談ができることは、とても大事だと考えられます。

また、保育所や学校への訪問支援事業も大事です。児童発達支援センターでは、訪問相談支援員が配置され、2週間に1回程度、保育園や小学校に来てもらい、対象児が集団生活に適應できるよう訓練を行ったり、先生に対して障がい児支援方法の指導をする、どう支援したらいいか相談に乗る、助言など、児童発達支援センターの役割は、小布施町にとって子育て支援の拠点にもなりますので、ぜひ町内に設置を望みます。ご答弁ください。

3つ目として、同じく2021年3月末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置については、どう進めていくのでしょうか。

児童発達支援事業所というのは、子供や家族が通って療育を受けて、自立への支援を受けるところとされています。児童発達支援事業所で早期から療育を受けていると、発達のゆがみが少なく、子供が成長していけるとされています。1歳児、2歳児からの療育が保障され

ることが望ましいと思われませんが、これへの町の対応はどうか。

また、放課後等デイサービスの設置については、子供たちの放課後や夏休みや冬休みなど長期休暇の際に、子供たちの活動を保障するものですが、これらは障がい児の発達に寄り添って支援がなされる場所として期待されます。町としてぜひ設置していただきたいが、設置の考えはどうか、答弁ください。

4つ目として、2019年3月末までに医療的ケアが必要な障がい児が適切な支援が受けられるように、小布施町において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることが義務づけられましたが、町はどう対応するのか答弁ください。

以上、障がい児福祉の支援の施策についての質問であります。障がい者・障がい児が生きやすい社会は、全ての人が生きやすい社会につながることを改めて指摘したいと思います。これは小布施町の全ての子供たちが健やかに育ち、成長していくために大事な施策であります。日本国憲法第13条で「全て国民は個人として尊重される」と個人の尊厳を明確に規定しています。しかし、残念なことに、障がい者・障がい児への施策を余計な負担と感じられる風潮も一部にあります。どんな子供も育つ、育てられる、成長できるような、全面的に支援する小布施町であってほしいと願うものであります。前向きな答弁をお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 林課長補佐。

〔健康福祉課長補佐 林 かおる君登壇〕

○健康福祉課長補佐（林 かおる君） それでは、小林正子議員の障がい児支援の提供体制の整備についてお答えします。

まず、障がい児福祉計画の策定が義務づけられることになって、その町の対応についてということですが、障がい者基本法に基づく障がい者計画と障がい者総合支援法に基づく第4期障がい福祉計画の計画期間が29年度末までであり、また、議員ご承知のとおり、児童福祉法の改正により、障がい児福祉計画を定めることになりまして、本年度、これら3つの計画を策定しています。

障がい児福祉計画について申し上げますと、まず昨年10月に障がいをお持ちのお子さんの保護者を対象に、福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるためのアンケート調査を実施いたしました。

また、昨年11月からこの3月まで3回にわたり、障がい福祉計画等策定懇話会を開催し、ご協議いただいています。

障がい児福祉計画につきましては、障がい児の通所支援及び相談支援の提供体制の確保、事業の円滑な実施のための利用見込み量や数値を定めた計画となっております。障がい福祉計画と一体的に策定しています。具体的には、通所等による発達支援や放課後デイサービスなど、各サービスの利用日数、利用者数は年々増加傾向にあり、アンケート結果も反映させて、総合的に勘案して、今後の施策や見込み量の設定を行っています。

障がいを持った児童の皆さんの支援につながるよう、地域支援体制の構築、医療的ニーズへの対応など、積極的に取り組んでまいります。

次に、2番目のご質問、平成32年度末までに児童発達支援センターを設置することについて、及び3番目の平成32年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置について、及び4番目の平成30年度末に保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることは、一括してご答弁いたします。

障がい児支援の提供体制の整備として国の指針では、児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、主に重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保を、平成32年度末までに市町村、または圏域に少なくとも1カ所以上設置・確保することとなっております。

また、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置を、平成30年度末までに市町村、または圏域に設置することとなっております。

須高3市町村におきましては、障がい者総合支援法に基づき、須高地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、支援体制の整備を図ることを目的として、既に須高地域自立支援協議会が設置されています。

今後はこの関係事業所を含め、この自立支援協議会において協議しながら、児童発達支援センター等の新たな体制の整備について、須高地域で取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（関 悦子君） 小林正子議員の質問の途中ではありますが、昼食のため暫時休憩といたします。

再開につきましては、午後1時の予定ですが、放送をもってお知らせいたします。

休憩 午前 11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（関 悦子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

13番、小林正子議員。

○13番（小林正子君） 障がい児支援の再質問をさせていただきます。

まず、先ほど私は、障がい児発達支援センターを小布施町にぜひという質問をしましたけれども、3市町村、圏域でやるというようなことの答弁がありましたけれども、どうして圏域ということで、小布施町ではどうしてやれないのか、その辺のところ。

18歳までの子供たちが、障がいがあるなしにかかわらず相談できる場所というのは、とても大事なことでありまして、また小学校・中学校では、発達に障がいがあるかどうかというのが見つからなかった子供が、高校へ行って、初めて高校の先生が見つけていただくというようなこともありまして、そのときに、どこに相談に行ったらというのが、一番最初にぶつかることなんです。それで小布施町にこういう発達支援センターがあれば、真っ先に小布施町で相談ができます。そういう点でも、やはり小布施町に発達支援センターをぜひ。独立した建物でなくてもいいんです。保育園とか幼稚園とか、そういうところに併設してつくっていただくとか、そういういろいろなことを考えながら、発達支援センターをぜひ小布施町につくっていただきたい。これは保護者の方たちも望んでいらっしゃるし、そういう点で、再度お願いいたします。

それと、発達支援センターの中には、給食室があったほうがいいというのが皆さんのご意見で、子供は、障害のある子もない子なんですけれども、食事については、本当に生きる力ということで、大きな問題になってきます。そういう点で、給食室があると、そこでいろいろと好き嫌いがある子も学ぶことができますし、そういう点でも、ぜひ小布施町の中につくっていただきたいということ。

それと、保育所等訪問支援活動については、現在も小布施町ではやられています。心理学の専門家が、幼稚園・保育園・小学校・中学校を訪問し、発達についての特別な支援が必要な子に対して、本当に一生懸命見てくださっていますし、発達についての援助もしていただいています。そういう点では小布施は進んでいるところなので、そういう進んでいるところ

を、やはり伸ばしていただくということが大事だと思うので、ぜひお願いします。

また、児童発達支援事業所については、小布施独自では難しいかとは思いますが、これについては、圏域でも、現在だったら長野市のほうにきつと行っていらっしゃると思うんですけども、それを圏域でやるというのは、一つあるかとは思いますが、そういう点では、すみ分けをきちんとして、支援センターについては、小布施町が必ずつくるといような方向で方向づけをしてほしい。

それと、放課後デイサービスについても、今、事業所がありませんけれども、そういう点で、以前は教育委員会のほうで、障がいのある子供さんについては、何とか小布施の児童クラブのほうでも面倒を見たいというようなことで、ご努力をされていたことがあったと思うんですけども、そういう点でも、今、小学校の先生が児童クラブと一体になって指導をしてくださるといようなこともありますので、そういう点で、やはり小布施町が主体になって、町としてぜひやっていただきたい。

それと、医療関係については、小布施町は今でも学校とか、いろいろな点で相談事業などもやっていると思うんですね。そういう点で、そういう小布施町でやっていることを圏域に持っていってしまうのではなくて、やはり小布施町でやっていることは、小布施町できちんとやってほしいというふうに思います。そういう点で再度答弁を求めます。

○議長（関 悦子君） 林課長補佐。

〔健康福祉課長補佐 林 かおる君登壇〕

○健康福祉課長補佐（林 かおる君） それでは、再質問にお答えいたします。

まず、支援センターを町に1つ設置してもらえないかというお話なんですけれども、先ほどもご質問のときにお答えしましたが、ここで障がい児福祉計画を策定したところで、さらに平成32年度につくるまでには少し時間があるということの中で、これまで自立支援協議会という、須高地域、平成19年に立ち上げているんですけども、その中でいろいろ障がい児・障がい者の関係につきましては、3市町村の中でいろいろな問題解決等を図ってきている経過もございます。その中で、3市町村の中で、それぞれどういった形が一番それぞれの市町村にとって有効に障がい児・者への支援につながるのかということも含めてこれから協議に、協議する母体については、もう自立支援協議会がありますので、そこでしっかりもんでやっていきたいと思っております。

できれば各市町村に1つずつあればということなんですけど、国も言っているとおり、市町村、あるいは圏域に1つということが義務づけられているということですので、恐らく町村の

単位では、このセンターを設置するのは難しいのではないかと、やはりそういう前提がきつとあると思います。なので、その辺も含めて、小布施町としてどういう選択をしたら一番いいかということ、その協議会の中で話していければと思っております。

あわせて、そのセンターをつくるに際しても、先ほど給食室が欲しいとか、いろいろそういった要望もあるとすれば、その中で議していければと思っております。

あと、先ほど小林議員もおっしゃったとおり、それぞれ事業所につきましては、やはり事業所の母体がそれ相当の体制でないと、やっぱりそういったデイサービスだったり、そういう発達支援事業所というのは運営できないというところもありますので、ちょっと限られてくるということで、町内に1つというのは、ちょっと無理だと思うんですが、そこもあわせて、お願いできる事業所等を探して、これから支援につながっていけるようなものにしていければと思っております。

以上ですが、お願いします。

○議長（関 悦子君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 最初から小布施町独自でつくるのは難しいとか、そういうふうな考えで進めるのではなくて、小布施町でつくるにはどうしたらいいのかというような、そういう観点から仕事を進めていってほしいと思うんです。

それと、この障がい児支援の計画に関しては、これ教育委員会も入っていらっしゃるんですか。教育に関することもかなりたくさん入っていますので、そういう点では、教育委員会の方たちも一緒にやっていくという方向でやるべきではないかと思うんですけれども、そういう点ではどうなんですか。

○議長（関 悦子君） 三輪健康福祉課長。

○健康福祉課長（三輪 茂君） 最初から、町ではないというようなことはまずいというお話でございますけれども、いろいろとさまざまな情報を取りながら、町がいいのか圏域がいいのかは十分検討したいと思います。

また、最初の質問で、町に相談する場所が欲しいというお話があったんですが、大島議員のときにもお答えしたとおり、町のほうでは命を守るネットワークではないですけれども、相談体制の充実というのは図っていく予定でおりますので、そこら辺もぜひまたご活用いただきたいと思います。

また、相談についても、小布施の方が小布施町役場のほうに相談というのは、なかなかしづらいという面もございます。逆に須高でやったほうが相談しやすいということもございま

すので、そこら辺も加味しながら、32年度に向けて検討してまいりたいと思います。

なお、策定につきましては、懇話会を設けて計画を策定したわけございまして、メンバーにつきましては、障がい者、障がい者団体を代表する方、保健・医療・福祉を代表する方、学識経験者、あと公募によるものでございます。特に教育委員会が入っておりませんが、これから進めるに当たっては、教育委員会とも連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（関 悦子君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 2点目の子ども医療費窓口無料化の受給者負担金を撤廃し、完全無料化を進める考えについて質問します。

8月から小布施町が18歳までの医療費を窓口無料とすることに、心より歓迎いたします。歓迎しつつ質問いたします。

子供や障がい者など、福祉医療制度の創設や充実を求める運動は、全国で50年近い歴史を持ちます。子ども医療費助成制度は、1973年に初めて創設され、当時は2歳未満児が対象で、1,000円の負担でした。以来、対象年齢の引き上げ、所得制限の撤廃などの見直しが行われてきました。

小布施町では、1971年4月から2歳以下は入院費を除き無料、1974年4月からは3歳まで入院費も無料となり、以後、就学前まで、中学卒業まで、現在の18歳までと拡充されてきました。

長野県は2001年11月に福祉医療制度のあり方検討委員会を設置し、2003年7月から現行の自動給付方式を採用し、受給者負担金、1レセプト当たり300円も導入されました。その後、県は1レセプト500円に引き上げましたが、小布施町は市村町長が無料と言いながら負担金を取るのは納得できないと、300円に据え置いてきました。

小布施町は18歳までと、対象年齢は近隣でも先進的に進めてきており、ことしの8月から、子供の医療費が窓口で払わなくても済むようになると、実現を保護者の方々は大変喜んでいきます。

18歳までの窓口無料化は県内54市町村で、県は1レセプト当たり500円の受給者負担金を窓口無料後も継続するとしていますが、私もお母さんたちから、受給者負担って何、どのような内容なのか、どういう意味なのと問われます。小布施町の負担金300円に据え置きは、県よりはましであると一定評価しつつも、改めて完全無料化を求めるものであります。

まず、1レセプト当たり何がしかの受給者負担金なるものの根拠は何かお答えください。

2番目として、医療費無料化、さらに窓口無料化には、常に過剰診療になる、乱診療を招くと、一部医師会や行政、厚労省などに根強く危惧と反対がありました。窓口無料のこれまでの経過の中で、乱診療などのデータはあるのでしょうか。

厚労省が今回の窓口無料へのペナルティーを取り払うかどうかの審議の過程で、群馬県の医療関係の委員が、群馬県が子供の医療費を窓口無料化にしてから医療費は下がった、早期発見・早期治療が進んだために、重症になる子供さんが減ったためと証言したと報告にあります。

完全無料にすると乱診療になるのか、乱診療のデータはあるのか答弁ください。

3番目として、長野県内では今回、窓口無料化に当たって、受給者負担金を徴収せずに完全無料化する自治体が7町村あります。東信では長和町、南信では原村、飯島町、中川村、宮田村、天龍村、北信では栄村です。

無料と言いながら、何がしかをいただくのはおかしい、町長の率直な思いが表現された名言だと思っています。昨年3月会議で、窓口無料推進を求めた私の質問に、12月会議で窓口無料の請願が否決されたことは、まことに残念と表明され、もう一度議会でよく検討してほしいと要請されました。この問題への町長の思いの深さを感じております。

小布施町は子育て支援の立場から、また根拠の希薄な受給者負担金を撤廃して、完全無料化の実施をぜひ進めてほしいと思います。答弁ください。

○議長（関 悦子君） 三輪健康福祉課長。

〔健康福祉課長 三輪 茂君登壇〕

○健康福祉課長（三輪 茂君） それでは、小林議員の子ども医療費窓口無料化のご質問にお答えいたします。

最初の1レセプト当たり300円の受給者負担金の根拠でございますけれども、福祉医療給付事業につきましては、現在、医療機関の窓口で一旦自己負担金を支払い、300円の受給者負担金を差し引いた額を、受診の3カ月後に指定口座に振り込む償還払い方式がとられています。また、本年8月の診療分からは、窓口で300円の受給者負担金のみを支払う現物給付方式が導入されます。

受給者負担金300円につきましては、平成14年の8月、県の社会医療制度あり方検討会から出された「福祉サービスの受給と負担の関係を明確にし、ともに制度を支え合う一員であることを受給者に自覚してもらうため、医療費助成額を含む福祉医療制度運営に要する事業費の一部については、受給者の負担とすることが適当である」との提言を受けまして、平成



15年7月から導入されたものであります。

また、福祉医療費給付額の急増に対しまして、財源である税収の伸びが追いついていない中、現行の給付水準を下げずに持続可能とするため、平成21年10月から受給者負担金が300円から500円に引き上げられました。小布施町においては、その引き上げをせず、300円の負担金としているところであります。

2番目の医療費完全無料化による乱診療のデータでございますけれども、無料化による乱診療のデータについては持っておりません。窓口無料化になった場合には、いわゆるコンビニ受診、多く受診したり重複受診をしたりなどの医療受診に対するモラルの低下が懸念されると言われております。

町としましては、いたずらに医療費が増加することがないように、医療機関の先生方とも連携して、適正な受診、またその啓発に努めてまいります。

3番目の県内でも7町村が完全無料化を実施予定というご質問ですけれども、町では福祉医療給付制度について見直しを行うために、昨年7月に福祉医療制度に関する検討会を設置し、ご協議をいただきました。

検討会での意見として、「窓口無料化の対象範囲は、乳幼児、児童・生徒、障がい者、母子・父子家庭において、18歳に達する日以降の最初の3月31日までとする。また受給者負担金については、300円が他市町村と比べても優遇されている点を踏まえ、現行の300円が適当である」との意見の一致を見て、町長に報告したところであります。

町では、入院時の食事療養費の給付や医療費助成枠を拡大するなど、幅広い年代への支援を図るとともに、子育てしやすいまちづくりとしての環境づくりを図ってまいりました。

医療費窓口無料化につきましては、検討会での意見等を踏まえ、現状では現行のとおり進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関悦子君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） ことしの重点施策の中にも福祉医療費の窓口無料化ということで書かれて、「乳幼児、児童・生徒、障がい者、ひとり親家庭の医療費の自己負担分を支給します。8月診療分から無料にします」ということが重点施策として書かれています。ここには一部負担は載っていません。こういう点で、一部負担についてつける理由というのは、私はないように思われます。

それで、保護者の方たちとも話をするんですけれども、乱診療ということがよく言われる

けれども、私たちはそれほど暇じゃないんだと。子供をあちこちの病院に連れていくほど暇じゃないんだと。また、コンビニ受診というようなことも言われるけれども、そういうようなことをする親は、ほとんどいないんじゃないですかというようなことをよく言われます。

それで、お母さんたちは、本当に今までは、子供がいつ病気になるかわからない、親のお財布関係なく病気になってくれるので、本当にそのときにお金を、1万円札を小さく畳んで、別にして持って歩いて、大事にして、それは使わないようにというふうな形で今までもずっとやってきたと。それで今度、窓口無料になってとてもうれしい、それは皆さん、大変喜んでいます。だけれども、この一部負担って一体何、受給者負担って一体何、医療費の一部負担なんですかというようなことを、皆さんよく聞かれるんです。

それで、この一部負担は、私はどういう意味なのかと。以前は医師会との調整をとるために一部負担というようなことを、手数料とか、いろいろな名前で行われてきたけれども、こういうものが窓口無料になれば、必要なくなってくるのではないかと。そういう点で、必要ないものは、保護者に負担を強いることは必要ないのではないかとというふうに思いますので、再度、これは撤廃すべきだと思いますけれども、答弁ください。

○議長（関 悦子君） 三輪課長。

○健康福祉課長（三輪 茂君） 受給者負担金につきましては、先ほども県の方針と申し上げましたけれども、やはり制度をともに支え合うということで、受給者の皆さんにも一部を負担していただくということでできた制度だと思っております。

いずれにいたしましても、とりあえず今、現状のまま300円ということで進めさせていただきたいと思っておりますけれども、将来的には、また福祉医療に関する検討会ですとか、町民の皆さんのお声をお聞きしながら、検討してまいりたいと考えております。

○議長（関 悦子君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 3点目に移ります。

国保税の均等割の子供分について減免する考えについて質問します。

会社員などが加入する被用者保険の保険料は、子供の人数に影響されず、被保険者の報酬額により保険料が算定されます。ところが、国保税では、子供を含めて世帯内の加入者数に応じて賦課される均等割があるために、子供が多いと、その分、負担が多くなる仕組みになっています。

これは少子化など想像もできなかった時代の制度を、そのまま準用しているためでありまして、少子化対策、子育て支援の観点から見直すべきだと考えます。

とりあえず国保税の子供に係る均等割の負担軽減をすることが子育て支援となり、若者定住を進め、新規就農者や起業家を引き寄せる大きな柱になると考えます。ぜひ実施の方向で検討いただきたい。

○議長（関 悦子君） 三輪健康福祉課長。

〔健康福祉課長 三輪 茂君登壇〕

○健康福祉課長（三輪 茂君） それでは、3点目の国保税の均等割の減免についてお答えをいたします。

小林議員ご質問のとおり、社会保険と国民健康保険では保険料の算定方法が異なります。社会保険は子供の人数に関係なく、標準報酬月額に保険料を掛けて算定されますが、国保の場合は、介護納付金を除き、全ての被保険者数により保険税が算定されます。このため、国保加入世帯においては、子供が多いと均等割額も人数に応じて負担が多くなります。

現在の医療保険制度は、保険料と公費で、保険加入者が疾病、負傷、出産、または死亡したとき必要な給付を行っています。

国保税の均等割について、子育て世代に対する配慮が必要な場合もあるかとは思いますが、国保の運営が県に移行する中、町が納付する保険税は、県が示した標準保険税率により納付しなければなりません。子供の負担を軽減した場合、平成30年度からの新しい制度では、一般会計からの法定外繰り入れをすることは認められず、その負担は、税率を改正し、高齢者を含めた被保険者の皆さんに求めていくこととなります。

子育て支援の一つとして、医療費については、福祉医療制度などもあり、医療を受けた際における負担は軽減されております。

ご質問の子供の負担軽減、減免については、ほかの被保険者の負担の増加など、さまざまな視点から検討が必要になりますので、今後、調査研究をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（関 悦子君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 国保の均等割のうち、子供に係る均等割の負担軽減ということで、全国自治会でも、子供の均等割軽減を国のほうに要望しています。そういう点でも、最近では埼玉県ふじみ野市では、ここは第3子からの全額免除ということをやっているんですけども、かかった費用については、一般会計から繰り入れてやっています。東京都も子供の均等割の負担軽減を求める意見書を採択して、国のほうに出しています。

そういう点で、今、地方のほうから子供の均等割の軽減ということで、それぞれのところで意見書とか、努力が見られています。

そういう点でも、小布施町はこれから就農支援とか、それから若者の起業家を呼び込むという政策をとっています。そういう点で、その人たちは恐らく国保に入ってくるのではないかと。農家の方はみんな国保に入っていますし、自営業の方も国保に入っています。そういう方たちに、国保のうちの子供に係る均等割については、小布施町は子供に係る均等割は減免しているんですよ、どうぞ皆さん、これだけ子育て支援をやっている町はほかにありませんよという、大きな柱になるのではないかと思います。そういう点でも、ぜひお願いしたいと思います。

それと、今、少子化、少子化と言われている中には、子供を産みたいという若い夫婦が、産みたいという数があるんですけども、その数にどうしても達することができないということが、すごく多く言われています。その若い夫婦が、自分たちが欲しいというだけの子供の人数を産むことができるようにするためにも、やはりこういう均等割を子供の分だけ減免するというような方向で考えていくことが、私は一番、これからの社会にとって大事ではないかと思います。そういう点で、再度答弁をお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 三輪課長。

○健康福祉課長（三輪 茂君） 全国の動き、小林議員からありましたけれども、私ども、そこら辺は注視してまいりたいと思います。

また、子育てにつきましては、町とすれば、先ほどの福祉医療費の関係ですとか、あと乳幼児の健診、また新たに産後ケア、30年度から始めますけれども、またエンゼルランドセンターですとか放課後児童クラブ、また子育て世代の負担軽減の小・中テスト代とか、いろいろとやってございます。そこら辺も踏まえて子育て支援をしてまいりたいと考えております。

均等割につきましては、また今後、調査研究をさせていただきたいということでお願いしたいと思います。

○議長（関 悦子君） 以上で小林正子議員の質問を終結いたします。

---

◇ 中 村 雅 代 君

○議長（関 悦子君） 続いて、1番、中村雅代議員。

〔1番 中村雅代君登壇〕

○1番（中村雅代君） それでは、本日ラストとなりました。2点の項目、通告に従って質問してまいります。

1点目、小布施町総合戦略・人口ビジョンの施策は。

県は先月、2017年の県内市町村の年間人口増減数を公表しました。2月10日付の須坂新聞の記事には、「須坂市と小布施町で転入者数が転出者数を上回り、転入超過、社会増となった。須坂市は113人増、小布施町は29人増、高山村は転入と転出の差が6人減だった。社会増減に出生者数と死亡者数の差（自然増減）を合わせた人口増減は、須坂市が243人減、小布施町が46人減、高山村が62人減だった」、以上が須坂新聞のものです。

長野県の人口減数は、昨年比1万1,714人となり、16年連続の減少となりました。県内の人口増加は1市1町4村で、あと71自治体は減少となっています。南箕輪村の自然増を除いては社会増です。

内閣府の「地方において人口の増加した市町村の特徴」では、子育て世代の人口構成割合が高いこと、製造業・商業の集積等が見られる市町村が多く、近隣の産業の集積等が見られる都市への交通アクセスのよさも挙げられています。

また、世帯主の雇用状況を見ますと、雇用者に占める正規雇用の割合が周辺よりも高くなっている場合が多く、世帯主の雇用が安定的に確保されています。

そして、住環境の整備、子供の医療費助成、保育体制の拡充等の子育て支援策の充実等が挙げられ、住環境整備や子育て支援等の施策への取り組みにより、若い世代の住民の暮らしやすさが向上しているものと見られ、つまり地方の市町村において人口が増加したのは、良好で安定的な雇用環境のもと、住環境整備や子育て支援等の取り組みが進められることで、人口の流入・定着が見られ、若い子育て世代の人口構成割合が高まり、出生率が高まっていることが要因となっている場合が多いものと考えられます。それぞれの地域が個性を生かした取り組みを進めることが重要です。

さて、小布施町における出生数は、1995年から減少傾向にありましたが、2010年は85人と増加傾向に転じており、全国を上回りました。その後、2015年は69人、今年度は町報の掲載を見ますと、50人弱でしょうか、かなり少なくなっているかと思われます。一方、社会増減は、2010年以降、社会増の傾向が見られ、今回の公表どおり、昨年29人の増ということになっています。

この間、町内人口安定化に取り組む施策として、転入・定住のための戦略的な取り組みに

重点を置き、移住・定住事業の拡大を柱に各種事業を実施され、短期間では効果があらわれにくけれども、中長期的視点から魅力ある地域づくりを進め、交流人口をふやす中から移住・定住人口がふえていくよう、新しい事業にもチャレンジしていくとの28年度の総括からの今回の成果のあわれではないでしょうか。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

1点目、今年度、社会増に転じた要因はどうでしょうか。重点施策の定住促進のトータルコーディネートなどの事業の成果などはどうでしょうか。

2点目、人口減少への対応は、待ったなしの課題と言われ、出生率の向上が早いほど効果は大きく、人口減少に歯どめをかけるには、出生率が人口置換水準2.07に回復することが、安定する必須の条件と叫ばれています。当小布施町目標人口置換水準2.1の達成に向けての具体的施策はどうでしょうか。

3点目、小布施町の目指すべき将来の方向の具体的施策はどうでしょうか。

4点目、少子化を食いとめる有効な手段は示されているでしょうか。

5点目、平成29年、小布施町議会6月会議で、渡辺議員が質問なさいましたが、国の地域少子化対策重点推進交付金が不採択となってしまった結婚プロモーターの育成事業ですが、婚姻率や出生率の上昇につながるこの結婚支援事業を実施ということでしたが、結婚プロモーターの育成事業の有効性をどのようにお考えになっているのでしょうか。

6点目、今年度その一部不採択になった交付金の今後の活用の予定はあるのでしょうか。

以上です。

○議長（関 悦子君） 西原企画政策課長。

〔企画政策課長 西原周二君登壇〕

○企画政策課長（西原周二君） 小布施町総合戦略人口ビジョンの施策は、社会増の要因は等6点につきまして、順次ご答弁をさせていただきたいと思えます。

人口移動調査に基づき、長野県で公表した平成29年中の年間人口増減につきましては、今、議員ご指摘のとおり、小布施町は46人減少しておりますが、社会動態の増減数につきましては、平成29年中は転入数から転出数を差し引くと29人、その他増減を加味しますと26人増加しており、近年では社会増加、いわゆる転入超過の傾向にあることが、小布施町の特徴と言えます。

社会増加となった要因については、民間事業者さんによる宅地造成に伴う転入者の方がたくさんいらっしゃる、増加します。子育て支援や教育環境、福祉施策の充実、暮らしや自然

に豊かさ、町のにぎわい、まちづくりなど、町のさまざまな魅力への評価をいただくことから、小布施町に住みたいと思っただけの方がふえているということも、考えられるのではないかと考えております。

ご質問の移住・定住コーディネーター事業の成果につきましては、平成28年度から本格的に移住・定住コーディネーターを委託し、移住に関する相談や空き家所有者からの利活用、マッチングなどの相談を受け付けております。コーディネーターが相談をお受けした件数は、平成28年度59件、うち小布施町へ移住していただいた件数は5世帯14人です。今年度2月末現在で相談件数38件、うち今年度中の転入予定者も含め、9世帯26人の方が移住をされる予定となっております。

このほか、本年度から始めました、町外から町内の事業所に通勤されている方への家賃補助を行っておりまして、3世帯4人の方が小布施のほうへ移り住んでいただいております。

また、この3月、4月にかけて、4月以降お住みいただけるご予約の方、ご相談をいただいている方も3世帯ございます。

2点目の質問に関しまして、出生数に関する動向を年度で申し上げますと、平成24年度63人、平成25年度74人、平成26年度65人、平成27年度71人、平成28年度72人と、近年は70人前後で推移している状況です。

町総合戦略人口ビジョンの人口将来展望の考え方に、小・中学校の1学年の人数が常に100人を維持することを目指し、また人口の年齢構成を維持することを目指すとしています。この目標達成と2040年の将来展望人口——9,543人ですけれども、達成するためには、2030年までに合計特殊出生率2.1を達成することが必要となります。結婚・出産・子育て環境の充実などの施策を進めていくこととしております。

この目標を達成するために、新年度におきまして、少子化重点対策事業として、新たに若い世代の子育てを応援していこうと、29歳以下の世帯における賃貸住宅の家賃助成、2世帯住宅の新築、増改築等に対する補助金、多子世帯への支援として、第3子が小学校入学時に学用品購入などにお使いいただける商品券を交付することで、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、安心して出産・子育てしやすい環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

3点目の町人口ビジョンにおける人口の将来展望の目指すべき将来の方向として、3点掲げておりまして、1点目として、子育て支援、若者の魅力的なまちづくりによる生産年齢人口の流入と定住の促進、2点目、若い世代の雇用の場づくり、3点目、高齢者が住みよい社会づくりの推進を示しており、この将来展望を踏まえて、総合戦略では施策の方向と基本目

標として、結婚、出産、子育ての環境づくり、子育て支援と女性が活躍できる町、2点目として、暮らしの安心づくり、中高年層が活躍する町、3点目、仕事づくり、企業支援、産業振興による雇用創出、4点目、人の流れづくり、交流人口をふやし、定住につなげる、5点目、わくわくする地域の魅力づくり、住んでいて楽しい地域づくりを掲げて、これらの目標の方向に沿って、さまざまな施策を進めております。

具体的な施策の一部を申し上げますと、未満児保育の充実、エンゼルランドセンターを拠点とした交流の推進、中高年層の社会活動参加の促進、ウォーキングによる健康づくり、新規就労者支援、空き家対策、起業家誘致、地域公共交通の検討、人に優しい小布施らしい道づくり等でございます。

次に、4点目でございますが、少子化を食い止める有効な手段が示されているかどうかというご質問になります。

少子化対策には、結婚、妊娠、出産、子育てを大切にするという意識が、町全体で共有されるとともに、2点目のご質問でお答えさせていただいた行政による支援の充実など、複合的な対策として取り組んでいくことが重要だと考えております。

そのため、行政の縦割りの中で施策を進めるのではなく、全ての部署が少子化対策、人口維持に向けた施策を連携していく必要があります。お子さんを産み育てやすい環境を地域全体でつくり上げることや、若い子育て世代の皆さんに移住していただけるよう、魅力あるまちづくりが重要であると考えております。

5点目の結婚プロモーターの育成事業の有効性についてのご質問ですけれども、先ほど議員ご指摘のとおり、6月会議で渡辺議員の一般質問にも答弁させていただきましたが、国の地域少子化対策重点推進交付金を活用した結婚プロモーター人材育成事業につきましては、結婚支援のリーダーとなるプロモーターの育成研修や企業間交流イベントの開催、企業や社会福祉協議会、役場等、関係機関による連絡会議の開催などを予定しておりましたが、このプロモーター育成事業に係る部分の交付金が不採択となってしまうこともあり、本年度このプロモーター育成事業については、実施することができておりません。未婚率上昇の要因調査分析事業や、社会福祉協議会と連携した婚活事業を共同で実施するなどしております。

6点目の質問に関しまして、地域少子化対策重点推進交付金、今後の予定等でありますけれども、結婚新生活支援事業等、結婚に対する取り組みや子育てに温かい社会づくりを実施している優良事例を参考とした、横展開支援事業の2事業に対して交付される制度となって



おります。須坂市では、この地域少子化対策重点推進交付金を活用し、セミナーや交流会の開催、結婚相談事業に取り組まれているというふうにお聞きしておりますし、高山村では、結婚支援関係者養成連携事業や婚活イベントの開催等に取り組まれているということであり  
ます。

小布施町でも、社会福祉協議会との婚活事業の充実を図るほか、結婚相談事業の周知や、相談しやすい環境整備等を進め、成果を上げている他の地域の取り組みも参考にしながら進めてまいりたいと考えております。

なお、この地域少子化対策重点推進交付金の活用につきましては、平成30年度で申請の準備を進めておりましたが、制度の変更もあり、結婚新生活支援事業の交付要件に該当させるのが難しい状況です。具体的には、新婚世帯の所得による制限が、昨年度の小布施町のケースを見ますと、この所得制限を満たすケースがなかなか見込まれないということ、また全国で行われている事業の横展開事業に関しましては、結婚イベント単独の事業は対象にならないということなどの制約から、平成29年度の交付金を活用して実施した調査事業を分析し、その中から今後、制度活用に向けて有効な事業を組み立てていながら、積極的な活用も検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（関 悦子君） 中村雅代議員。

○1番（中村雅代君） ただいまは丁寧な答弁をいただきました。それぞれに質問があるんですが、ちょっと一括した形で質問させていただきます。

私、先週、南箕輪村に出かける機会がありまして、ちょっと伺ってまいりましたが、南箕輪村は自然増の自治体ということで注目されています。伊那市を初めとするそういう上伊那郡の近隣の町村など、そういう就業者の流出入というのが多いことから、村内の基幹産業を強化するということとともに、近隣の市町村と連携した雇用を拡大するための取り組みなどを行っているということでした。過不足なところもあるので、マッチングをやっていきたいとの話でした。出生数はふえているんですけども、先ほど正子議員の質問の中にもございましたが、実際に理想の人数よりは子供の数が少ないということで、その理由としては、子育てや教育には経済的な負担が大きい、そういうことが上位となっているそうです。実際、子供の数がふえるに従って、そういう答えの割合も増加しているということでした。

結婚支援に関する施策としては、やはり経済的に安定した雇用環境の創出ということが一番多く、夫婦がともに働き続けることができる職場環境とか、結婚につながる出会いの場の

創出ということで、小布施町でも展開していただいております事業と重なってまいります。

やはり人口安定への対応といたしましては、出生者数を増加させることと転出の抑制並びに転入の増加ということは、もう明らかだと思うんですけども、かなり定住コーディネーターのそういう事業を中心に成果が見られるというご答弁でした。やはりそういう地方への移住の希望に応じていくということが、小布施町への新しい人の流れをつくるという、課長おっしゃったとおりだと思います。

それで、小布施町まち・ひと・しごと創生総合戦略の人口ビジョンの「楽しいから住んでいる、住みたくなるまちおぶせ」という冊子にも、人口動向の分析を踏まえて、将来展望など、先ほどお話ありましたように方向が示されておりました。その中をちょっと深く読んでみましたら、移り住んだ方々のきっかけとか、それから住んでみて感じたこととか、そういうインタビューを初めとしたアンケート調査も掲載されています。

やっぱり子供を産み育てたい環境に必要なことは、産婦人科とか小児科のそういう医療機関の充実や、先ほど来からある子育てへの補助や経済的支援というのが求められているというのが明らかでした。

今年度、交付金活用としての分析事業を行ったということでしたので、それを踏まえて、再度、今後どんな点を施策として重点的に行っていくのか、もう一度お願いしたいと思います。

それから、地域少子化対策重点推進交付金というのは、制度の制約とか、そういうことを伺って、なるほど採択された市町村は、金額が低かったりとか、既にもう小布施町として行っているということがあって、結構先進的な取り組みをしているんだなというのを、調べてみてあれだったんですけども、やっぱり自治体としては、そういう成果が上がっているので、どんどんこれからも使えるものは使っていったほうがいいと思うんですが、その点、制約があっても、もう少しやっていけるように、ここだから必要なんだという、そういう運用の弾力化みたいなのも働きかけていただきながら、また挑戦していただきたいと思うんですけども、そういう必要なんだということを住民の方に周知して、アピールしていただいて、本当に全部署で取り組んでいる今の政策ですので、そういうものは一般財源でも、財源は先ほどから、どうやってやっていくというのが大変だというのは伝わってくるんですけども、その辺は住民の方に協力していただいて、そういうものは、進めるべきところは進めていったほうがいいと思うんですが、今後その活用の点では、また次回もということのお考えはあるでしょうか。

それから、一昨日の予算説明で、教育次長さん、また企画政策課長さんを初め、また全部署関係者、担当者の方が、本当にこのことに関しては、人口減少の危機感というものを感じられて、政策を進めたいという決意を伺いました。その点でも連携してやっていくというような答弁でしたけれども、本当に同じ目標に向かって具体的に何か工夫というか、連携はわかるんですけども、各部署は本当に単独で重点を置いて事業をやっているんですが、何かもう少し具体的に連携というところでは、課を超えて何かお考えがありましたらお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 西原課長。

○企画政策課長（西原周二君） 再質問にご答弁申し上げます。

子育てする環境が十分整うことが非常に重要だという趣旨から、いろいろご質問いただいていると思います。

まず、雇用の確保であるとか、若い方を支援するいろいろな施策、また医療機関の充実等につきましては、小布施町独自では、特に雇用の関係、医療機関の充実というのは難しいというところもございまして、これにつきましては、長野市を中心とする連携中枢都市圏の中で、共通課題としまして、一緒に事業推進しているというところがございます。

具体的にご質問がありました、まず1点目の本年度行いました調査の結果に基づきまして、具体的に今後どうするのかということなんですけれども、ことしも社会福祉協議会と連携しまして、婚活事業等をしております。そこに慶応SDMの物の考え方の手法等も取り入れて事業を行っております。調査分析結果から今後どういった事業にするというところが、現時点ではまだできておりませんが、そういった慶応SDMの手法等も用いながら、新年度、事業展開をしてみたいということを思っております。

これに関連しまして、少子化対策重点推進交付金、当初予算では要望は出せていないんですけれども、今後申請する見込みがあるのかということなんですけれども、こういった新たに行う事業が対象になり得るということの見星がつかましたら、申請をしてみたいと思っております。

また、本年度の事業につきましてはの財源なんですけれども、ふるさと納税の中で、産み育てやすい小布施町をつくるという寄附項目を設けさせていただいております。その項目にご寄附をいただいた寄附金を財源とさせていただいております。こういった小布施町を応援いただく、多くの方からいただくご寄附等も有効活用させていただきながら事業を進めてまいりたいと思っております。

最後のご質問の具体的に各課連携できているのかというところですが、十分な連携というのがしっかりできているかというところは、これからしっかりやっていかなければいけないところだと思っておりますが、例えば先日開きました未来工作スクールという、子供たちに仕事を通して将来を考えていただいたり、協働で物事を進めることを体験いただくスクールがあったんですけれども、そういった部分につきまして、教育委員会と連携をとりながら進める等々、これからも各課の施策が全て少子化対策等につながるということを前提に進めさせていただきたいと思っております。

以上になります。

○議長（関 悦子君） 中村雅代議員。

○1番（中村雅代君） 最後の連携のところでは、そのような事業の展開というのは、本当に町民としても出てみたいと思う、私もD I Y……、工作のほうは出てみたいと思ってたんですけれども、そういう事業を展開しますよと、こういうのを呼びかけるのも、もちろんいいんですけれども、行政の方が例えば本当に課を超えて一丸になっているんだという、こういうことを示すという意味では、例えば、もちろん仕事でやっていらっしゃるの、そんなゆとりもないと思うんですけれども、何かテーマは同じという、定住なら定住に関して同じ仲間が集まって、例えば私、勤めていたときには、そういう、資金としては何万円かという少額でしたけれども、研修として認められれば、このテーマについて研修してくると。視察とか、実際、行政職員が行ってみるとい、そういうようなこともありましたので、その点はいかがでしょうか。

それから、やっぱりこれからはキーワードとして企業と。先ほどプロモーターのこと、だめになってしまったんですけれども、企業とのそういう、かかわっている企業が仕事と家庭の両立支援をしていくというのは、もうキーワードだと思うんですよね。その辺はやっぱり諦めずに、結婚プロモーターのこういう事業を展開して行ってほしいと思うんですけれども、再度その辺はいかがでしょうか。

○議長（関 悦子君） 西原課長。

○企画政策課長（西原周二君） まず、課の連携の部分につきまして、ちょっと前段、説明が足りないところがありまして、先日行われた工作合宿は、子供たちを対象にしたスクールとなっております、議員ご指摘のD I Yスクールについては、ちょっと別の事業で行っているんですけれども、そういったところでも移住・定住に絡めて事業をさせていただいているというところでございます。

具体的な各課の連携につきましては、先ほど来、子育てをしやすい地域づくりという中でご答弁もさせていただいているんですけれども、健康福祉を中心とした実際の現場での事業、また新規就農者の方であるとか、町に起業のために訪れていただく方につきましては、産業振興課との連携、また実際お住まいいただく場所の確保としましては、土地利用を含めまして、建設水道課の職員との連携ということで、一緒にどちらかに視察に行くというようなことまでは今できていないんですけれども、事業推進につきましては、各課連携しながら実施をさせていただいているというところでございます。

2点目の企業のご協力なり、企業への働きかけというのも必要だというお話がございました。こういったところにつきましては、いわゆる働き方改革というような視点からも、大変重要になってくるのかなというふうには思っておりますので、そういった点につきましても、引き続き推進してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（関 悦子君） 中村雅代議員。

○1番（中村雅代君） それでは、2点目の会計年度任用職員制度について伺います。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が、2017年5月11日に可決成立しました。自治体に働く臨時・非常勤等職員の大多数は、新たな一般職非常勤職員である会計年度任用職員（2020年4月施行）に位置づけられます。

制度導入までのスケジュールは、2019年度の3月会議での条例改正を求めていることから、議会で予算の決定・確保をするとともに、条例や規則で給料の水準や支払う手当の種類、休暇制度の取り扱い、採用方法を定めることとなります。

当町の臨時・非常勤職員数は200人ぐらいと認識しておりますが、任用根拠、勤務時間、日数、業務内容など、早急に現状を把握し、勤務条件の検討など、仕組みをつくる必要があると思います。

まだ平成32年の施行ということですが、制度導入のためのスケジュールとしては、どうなっているのでしょうか。法改正の趣旨である待遇改善に向けた制度設計も図るべきではないかと思っておりますので、ご回答よろしく願いいたします。

○議長（関 悦子君） 久保田副町長。

〔副町長 久保田隆生君登壇〕

○副町長（久保田隆生君） それでは、会計年度任用職員制度のご質問にお答えを申し上げます。

会計年度任用職員、新しいいわゆる一般職の非常勤職員の関係でございますが、最初に法

律の改正等の説明になりますが、よろしくお願いたします。

議員ご指摘の地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律につきましては、今お話がありましたとおり、5月11日に可決されまして、5月17日に公布されました。

改正の趣旨であります。地方公務員法におきましては、特別職の任用及び臨時的任用の厳格化と一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化であります。

また、地方自治法におきましては、会計年度職員につきまして、期末手当の支給をすることができるというふうに改正が行われております。

最初に、地方公務員法の改正について、詳細説明を申し上げます。

特別職につきましては、特別職の範囲を専門的な知識、経験等に基づき、助言、調査等を行う者に厳格化するものであります。これは地方自治体によりましては、通常の事務職員であります。地方公務員法の適用を原則受けない特別職として雇用している場合もありまして、守秘義務が課されない等の問題が生じていることから、その範囲を厳格化するものであります。

また、臨時的任用につきましては、現在、緊急の場合、臨時の職に関する場合、任用できるとしているわけですが、これを常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、緊急のとき、または臨時の職に関するときと改正いたしまして、臨時的な任用について、その厳格化を図るものであります。

一般職の非常勤職員の任用については、現在の制度に不明確さがあるということで、一般職の非常勤職員であります会計年度任用職員に関する規定を設けまして、その採用方法や任期等を明確化するものであります。これは常勤的に近い勤務形態となっております。臨時・非常勤職員を新たに位置づける会計年度任用職員として、その任用勤務条件の統一的な取り扱いをしようとするものであります。

新たに改正されました地方公務員法では、会計年度職員を1会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職を占める職員、すなわち当該年度の4月1日から翌年の3月31日の間に雇用される職員といたしまして、その内訳といたしまして、1週間当たりの勤務時間が通常の勤務に比べて短い者と、通常の勤務時間と同一の者の2つに分けております。

このほか、この改正の大きな趣旨でございますが、会計年度任用職員の任期につきましては、採用の日から会計年度の末日までの期間、当初の期間に満たない場合は、勤務成績等を考慮して、当該期間の範囲内で任期を更新できること、任命権者はその職員に任期を明示しなければいけないこと、会計年度任用職員のうち勤務時間が通常勤務と同一の者につきまし

ては、人事行政の運営等の状況の公表の対象となることなどが定められております。

この改正の施行のための具体的な進め方につきましては、昨年、総務省より会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルが示されております。この概要を申し上げますと、職員の区分につきましては、一般的に自治法の行政に携わる者といたしましては、任期の定めのない常勤職員、いわゆる正規職員、また任期付職員、臨時・非常勤職員のこの3つのいずれかとなりまして、臨時・非常勤職員につきましては、会計年度任用職員、臨時的任用職員、特別職非常勤職員に区分するとしております。特にご質問の会計年度職員につきましては、常勤的職員の規定でございます相当な期間任用される職員をつけるべき職務に従事する職、これの要件を満たすものでないことから、職務の内容や責任について、常勤職員とは異なる設定とすべきとしているところであります。

なお、臨時的任用職員の採用につきましては、常勤職員の任用を予定している、現に人がいないということに限定しております。

会計年度任用職員制度の整備といたしまして、募集、採用する際には勤務条件を文書で示すことや、任用の際は書面を交付すること、会計年度任用職員への給料、報酬、費用弁償、各種の手当の支給と、これを条例化すること、給与水準等を同等の職務に従事する常勤職員等の給料月額や職務内容を考慮して決めること、また勤務時間や休暇も、条例、または規則で定めることなどを挙げております。

こうしたことが法律の改正等で行われておりまして、事務处理的にも一定のマニュアルが示されております。

小布施町のスケジュールといたしましては、平成30年度中に非常勤職員の現在の任用や勤務実態の把握を行いまして、新たに位置づけます会計年度任用職員の任用や勤務条件を確定し、お話がありましたとおり、改正の施行が平成32年4月1日であることを踏まえまして、勤務条件等を確定させるために必要な条例を、平成31年度中には策定いたしまして、条例として議会に提出したいと考えております。

なお、現在、小布施町におけます会計年度任用職員を相当いたします非常勤職員につきましては、条例上は第36条で非常勤職員の給与といたしまして、非常勤職員については、常勤職員等の健康を考慮して、予算の範囲内で報酬を支給するとしているところであります。

また、詳細につきましては、小布施町一般職の非常勤職員に関する取り扱い規定で詳細を定めております。概要を説明いたしますと、非常勤職員といたしまして、現在は嘱託職員、臨時職員、パート職員の3つを規定しておりまして、全て任用期間は1年以内としておりま

す。嘱託職員につきましては、特殊な技能や経験を必要とするときに雇用するとしております。また、それぞれ3つの職員につきましては、勤務時間、報酬、賃金、休暇、旅費、服務、健康診断、公務災害等々について規定をしております。

現在、町といたしましては、規定ではありますが、任用や勤務条件について明確化をしております。非常勤職員の皆さんの任用に当たりましては、始業と終業の時刻、休憩時間、勤務日数、報酬や賃金の額を記載したいわゆる任用通知書を、書面によりまして交付をしているところであります。

ことし3月1日現在で非常勤職員につきまして申し上げますと、嘱託職員は34名、臨時職員は59名、パート職員は124名、計217名であります。子育て支援や教育、保育士さん、あるいは美術館や図書館の運営などですか、こういった職員の方々が多くて、町施策の施行にとりまして、なくてはならない存在になっております。

町といたしましては、今般の法律の改正の趣旨を十分踏まえまして、現在の町の非常勤職員に係る条例や規則の内容と、事務処理マニュアル等で示された事項を検証・確認いたしまして、法律の施行時期を十分踏まえ、会計年度任用職員に係る条例・規則の整備に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 中村雅代議員。

○1番（中村雅代君） 1点お願いいたします。

当町では書面などで任用通知書などを用いて、詳細にそれを伝えていらっしゃるが、本当に規定の中でも定められていますので、今後スムーズに移行するものと期待しておりますが、例えば健康を考慮して、予算の範囲内で報酬を支給するみたいな先ほどの答弁がありましたけれども、例えば嘱託だとしたら、正規職員の給料表などを基準として取り扱うのでしょうか。まだまだ決まっていない段階だと思うんですが、お願いいたします。

あと、やはり今回、会計年度任用というので、この名称が誤解されやすいなど、とても自分で懸念したんですけれども、多くの方が雇用を継続していただいた、1年任期でありながら何年も雇用していただいているような、そういう期間的な部分になっていただいておりますので、その雇用継続というのが、やっぱり一番に心配される点ですので、その点もどうお考えなのかお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 副町長。

○副町長（久保田隆生君） 再質問にお答えを申し上げます。



会計年度職員の新たな形態といたしますと、今、規定にございますいわゆる嘱託職員、臨時職員、パート職員という3職種あるわけでございますが、考えられることは、嘱託職員の方は月額、臨時職員の方は日額、パート職員の方は時間給ということであります。

今回の改正の趣旨から考えますと、恐らく嘱託職員と臨時職員の方については、やはり会計年度職員ということで統一されるだろうと。また、パート職員は1つ残りますので、2つに分かれる考え方でおります。要するに嘱託的な方とパート的な方に大きく分かれていくと思っております。

そうした中で、給料につきましてはどのようにやっていくか、これからそういったマニュアル等も含めて検討しなければいけないんですが、やはりその職種の内容を十分考えまして決めていく必要があるだろうと。職務の内容ですとか勤務形態、またその方にかかるいろいろな責任の度合いもございまして、一般的に今示されておるのが、一つの例といたしますと、ある一定の職種について、正規職員が、例えば給料表があるわけですが、そういった方の初任給等を、一つの考え方ですが、上限といたしまして、そういうふうに向けていくというような考え等もございまして、やはり今後、ほかの町村等の動向を踏まえまして、要するに報酬という形になってくると思うんですが、どのような給料形態にしていくかということは、改正の趣旨、またほかの町村等の関係、また今後いろいろな形で具体的なものを国から示されますので、そういったものを十分踏まえて行っていきたいということでもあります。

現在の報酬については、過去のいろいろな経過とか、ほかの町村との均衡を踏まえまして決めておるところであります。今後そういったものも、国から示された一つの基準を目安に、ある程度統一化されてくるかと考えているところであります。

また、臨時的任用については、原則1年以内ということでありまして、次の採用はないというのが実際考えられているところであります。会計年度職員につきましては、1年間の任用が終わった後、再任用ということは特段制限されておりませんので、こういった新しい制度の中で、次に継続して雇用されるということについては、一旦年度でするので終わりますが、そういったことについては、募集というような形の中で、継続の希望をとっていくような形になってくると思います。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 以上で中村雅代議員の質問を終結いたします。

◎延会の議決

○議長（関 悦子君） お諮りいたします。会議規則第25条第2項の規定により、本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関 悦子君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とすることに決定をいたしました。

明日は午前10時に再開をいたしまして、本日の継続、行政事務一般に関する質問を再開いたします。書面通知は省略いたします。

---

◎延会の宣告

○議長（関 悦子君） 本日はこれにて延会といたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後 2時16分